

総室発第56号
令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、令和2年5月29日付け総室発第25号をもって申請いたしました東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を、下記のとおり補正いたします。

記

1. 変更内容

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり補正する。(ただし、赤字及び下線は変更事項に含まない。)

- ・「2. 変更理由」を添付1のとおり補正する。
- ・別添を添付2のとおり補正する。

以上

2. 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、保安規定の関連条文の変更及び新規条文の追加を行う。

(2) 組織改正に伴う変更

事業者検査及び原子力規制検査の管理に係る組織の変更に伴い、保安に関する組織及び職務の変更を行うとともに、関連する保安規定条文の変更を行う。

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

(3) 人事制度変更に伴う主任技術者の等級区分の変更

人事制度の変更に伴い、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の等級区分を変更する。

第8条（原子炉主任技術者の選任）

第8条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任）

(4) 記載の適正化

- ・東海第二発電所の初期消火活動要員について、東海発電所の初期消火要員と兼務していることが明確になるように記載を適正化する。

第17条（地震・火災等発生時の対応）

別添 東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第4条（保安に関する組織）の組織は、第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2. 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を第3条(5.3)に規定する品質方針に含めて定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。なお、活動の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3. 社長は、<u>関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、安全室長が所管するコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。</u>第4項の推進委員会の活動に関して、第3条(5.5.2)に規定する管理責任者よりマネジメントレビュー要項に基づき、毎年1回以上第3条(5.6)に規定するマネジメントレビューにて報告を受け、必要な指示をアウトプットに含めて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>4. 安全室長は、第2項の活動の方針を受けて、「<u>コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</u>」に基づき、推進委員会を運営し、推進委員会による年度毎の活動計画の策定・実施、活動の定着度の評価・分析並びに第3項の社長からの指示及び評価・分析結果を受けた活動の改善を実施することにより、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を推進する。</p> <p>5. 第5条（保安に関する職務）の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を行う。</p> <p>（安全文化の醸成）</p> <p>第2条の3 第4条（保安に関する組織）の組織は、第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、<u>原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化を継続的に醸成する。</u></p> <p>2. 社長は、<u>安全文化を継続的に醸成するための活動の方針を第3条(5.3)に規定する品質方針に含めて定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。なお、活動の方針は、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>3. 社長は、<u>安全文化を継続的に醸成するため、安全室長が所管する推進委員会を設置する。</u>第4項の推進委員会の活動に関して、第3条(5.5.2)に規定する管理責任者よりマネジメントレビュー要項に基づき、毎年1回以上第3条(5.6)に規定するマネジメントレビューにて報告を受け、<u>必要な指示をアウトプットに含めて、安全文化を組織全体に継続的に醸成するための活動を統括する。</u></p> <p>4. 安全室長は、第2項の活動の方針を受けて、「<u>コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</u>」に基づき、推進委員会を運営し、推進委員会による年度毎の活動計画の策定・実施、安全文化の定着度の評価・分析並びに第3項の社長からの指示及び評価・分析結果を受けた活動の改善を実施することにより、<u>安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。</u></p> <p>5. 第5条（保安に関する職務）の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、<u>安全文化を継続的に醸成するための活動を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第4条（保安に関する組織）の組織は、第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2. 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を第3条(5.3)に規定する品質方針に含めて定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。なお、活動の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3. 社長は、第4項の安全文化育成・維持活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の活動に関して、第3条(5.5.2)に規定する品質マネジメントシステム管理責任者よりマネジメントレビュー要項に基づき、毎年1回以上第3条(5.6)に規定するマネジメントレビューにて報告を受け、必要な指示をアウトプットに含めて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>4. 安全室長は、第2項の活動の方針を受けて、「安全文化育成・維持活動要項」に基づき、推進委員会を運営し、推進委員会による年度毎の活動計画の策定・実施、活動の定着度の評価・分析並びに第3項の社長からの指示及び評価・分析結果を受けた活動の改善を実施することにより、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を推進する。</p> <p>5. 第5条（保安に関する職務）の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を行う。</p> <p>（削除）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（安全室長の所管する会議の位置付けの明確化）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（当該委員会は企業倫理に関する事項を含まないため記載を適正化）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>（品質保証計画）</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）</u>」（以下「<u>JEAC4111</u>」という。）に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除き <u>JEAC4111</u> に従う。</p> <p>(2) 実施部門 <u>発電所の保安に関する組織のうち、発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室及び発電所をいう（以下、本条、第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）において同じ。）。</u></p> <p>(1) 原子炉施設 <u>原子力発電所を構成する構造物、系統及び機器等の総称をいう（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p>(3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「<u>ニューシア</u>」という。）。</p> <p>(4) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第107条（<u>保守管理計画</u>）において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) <u>第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）</u>は、本品質保証計画に従っ</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」及び「<u>同規則の解釈</u>」（以下「<u>品質規則</u>」という。）に従った品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き <u>品質規則</u> に従う。</p> <p>(1) 組織 <u>第4条（保安に関する組織）に定める組織をいう。</u></p> <p>(2) 実施部門 <u>組織のうち、原子炉施設に係る業務を実施する監査部門以外の組織をいう。</u></p> <p>(3) 監査部門 <u>内部監査を行う組織として実施部門から独立した部門をいう。</u></p> <p>(4) 原子炉施設 <u>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(5) <u>ニューシア</u> 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>）。</p> <p>(6) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第107条（<u>施設管理計画</u>）において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び同規則の解釈（品質規則）の制定に伴う変更。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>て、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子炉施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。<u>また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p>b) <u>プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p>e) <u>運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> <p>(2) 組織は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書、「品質管理要項」に定める三次文書（以下「三次文書」という。）で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理の<u>いずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p>	<p>施するとともに、<u>その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</u></p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)及びc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。<u>この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子力発電施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</u></p> <p>a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象（設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の<u>実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u> <u>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。<u>ただし、監視測定することが困難な場合は、こ</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、「調達管理要項」に定める。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。なお、記録は適正に作成する。</u></p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b) <u>品質マニュアル</u> イ. <u>本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び表 3-1 (1) に示す「品質保証規程」</u></p> <p>d) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む以下の文書</u> イ. <u>表 3-1 (3) に示す二次文書</u> ロ. <u>三次文書</u></p>	<p><u>の限りでない。</u></p> <p>f) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p>g) <u>プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものにする。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c) <u>要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e) <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、<u>保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系図を図 3-2 に示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル</u> 表 3-1 (1) に示す「品質保証規程」</p> <p>(3) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表 3-1 (3) に示す二次文書</u></p> <p>(4) <u>品管規則の要求事項に基づき作成する表 3-1 (2) に示す二次文書</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>ハ、一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書</p> <p>ニ、外部文書（組織外が作成する文書のうち、品質マネジメントシステムで必要とされる文書。調達プロセスにおいて供給者が作成する文書、及び法令、基準等の社外文書を含む。）</p> <p>ホ、上記イ、からニ、で規定する記録</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”及び記録</p> <p>イ、文書化された手順は、「表3-1(2) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。</p> <p>ロ、記録は、「表3-2 JEAC4111 の要求事項に基づき作成する記録」に示す。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの文書の保安規定上の位置付けを、次の事項により明確にする。</p> <p>a) 一次文書及び二次文書と保安規定の条項との関係を表3-1に示す。</p> <p>b) 三次文書と一次文書及び二次文書との関係を「品質管理要項」に定める。</p> <p>c) 一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書は、それぞれ関係する一次文書、二次文書及び三次文書に定める。</p> <p>d) 外部文書は、それぞれ関係する一次文書、二次文書及び三次文書に定める。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの文書体系を図3-2に示す。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、<u>本品質保証計画、工事計画認可申請の品質保証計画及び「品質保証規程」を作成し、維持する。なお、「品質保証規程」の作成にあたっては、本品質保証計画及び工事計画認可申請の品質保証計画との整合をとる。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>b) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な事項を「文書取扱要項」に定め、管理する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルとして、「品質保証規程」を作成し、維持する。<u>品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。</u></p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係（図3-1参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメント文書を次の事項を含め管理する。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を「文書取扱要項」に定め、実施する。</p> <p>a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること</p> <p>b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>c) <u>文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、管理する。</u></p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p><u>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u></p> <p>b) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にされる。</u></p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p><u>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</u></p>	<p><u>を審査し、改訂を承認(a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)すること</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること</u></p> <p>d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること</u></p> <p>e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること</u></p> <p>f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること</u></p> <p>g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること</u></p> <p>h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができる、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、実施する。</u></p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) <u>品質方針を定めること</u></p> <p>b) <u>品質目標が定められているようにすること</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みに参画できる環境を整えていることをいう)。</u></p> <p>d) <u>5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること</u></p> <p>e) <u>資源が利用できる体制を確保すること</u></p> <p>f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること</u></p> <p>g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること</u></p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p><u>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3) a)参照）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p>	<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、<u>技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること</u>を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること</p> <p>c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること</p> <p>d) 要員に周知され、理解されていること</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、<u>部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</u></p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。組織は、品質目標に係る事項について、「品質目標及び品質保証計画管理要項」に定め、実施する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>5.5 責任・権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、組織権限規程を踏まえ第5条（保安に関する職務）及び第9条（原子炉主任技術者の職務等）並びに第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、安全室を担当する取締役（以下「安全室担当取締役」という。）及び考査・品質監査室長を管理責任者に任命する。</p> <p>(2) 安全室担当取締役は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す管理責任者としての責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体（考査・品質監査室を除く。）にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 考査・品質監査室長は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す管理責任者としての責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>5.5.1の2 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p>	<p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任・権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、組織権限規程を踏まえ第5条（保安に関する職務）及び第9条（原子炉主任技術者の職務等）並びに第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、安全室を担当する取締役を実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、考査・品質監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること</p> <p>d) 関係法令を遵守すること</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。</u></p> <p>d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー要項」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</p>	<p>b) <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること</u></p> <p>c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持すること</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守すること</u></p> <p>(2) <u>管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにすること</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること</u></p> <p>(3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</u></p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、「品質保証規程」に基づき組織内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする（品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。）とともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー要項」に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>a) <u>内部監査の結果</u></p> <p>b) <u>組織が外部の組織又は者から監査、評価等を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</p> <p>e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>g) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>h) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>i) <u>改善のための提案</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u> 社長は、<u>マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u></p> <p>c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の提供</u> 組織は、<u>原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p> <p>6.3 <u>原子炉施設及びインフラストラクチャー</u> 組織は、<u>原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「保守管理業務要項」に定め、維持管理す</u></p>	<p>c) <u>プロセスの運用状況（JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合の状況」及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</u> ここで「<u>自主検査等</u>」とは、<u>要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。</u></p> <p>e) <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>f) <u>健全な安全文化の育成、及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>g) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p>i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>k) <u>部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p>l) <u>資源の妥当性</u></p> <p>m) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p>(1) <u>社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u></p> <p>b) <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p>6. <u>資源の管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u> 組織は、<u>原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>る。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画（7.1 参照）にかかわる関連する文書、及び「作業環境測定管理要項」に定め、運営管理する。</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有すること。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は、一次文書、二次文書、三次文書に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること(4.1 参照)。 (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p>	<p>定めていることをいう。)、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a) 要員 b) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。） c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。） d) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。 a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 組織は、表3-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。 (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>組織は、次の事項を業務の計画（7.1 参照）において、明確にする。</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定め、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、次の事項を「設計管理要項」に定め、実施する。</p>	<p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b) 関係法令</p> <p>c) a)及びb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a) 当該個別業務等要求事項が定められていること</p> <p>b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること</p> <p>c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を「外部コミュニケーション要項」に明確に定め、これを実施する。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、次の事項を「設計管理要項」に定め、実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、<u>原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>(3) 組織は、<u>効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、<u>策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、<u>以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>b) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b) <u>調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</u></p>	<p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、<u>設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</u></p> <p><u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c) <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>a) <u>機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p>b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>c) <u>関係法令</u></p> <p>d) <u>その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること</u></p> <p>b) <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること</u></p> <p>c) <u>合否判定基準を含むものであること</u></p> <p>d) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。</p> <p>このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1 参照）検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	<p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7.4 調達 組織は、次の事項を「調達管理要項」に定め、実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、<u>調達製品が適合することを確実に</u>する。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、<u>調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める</u>。</p> <p>(3) 組織は、<u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める</u>。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 組織は、<u>調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める</u>。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では<u>調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める</u>。</p> <p>a) <u>製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u> b) <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u> e) <u>安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実に</u>する。</p> <p>(3) 組織は、<u>調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を</u></p>	<p>7.4 調達 組織は、次の事項を「調達管理要項」に定め、実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、<u>調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するように</u>する。</p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）及び程度を定める。管理の方法及び程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める</u>。</p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する</u>。</p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める</u>。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、<u>これを管理する</u>。</p> <p>(6) 組織は、<u>調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める</u>。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める</u>。</p> <p>a) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u> b) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> c) <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> d) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</u> e) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u> f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める</u>。</p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する</u>。</p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>組織は、業務の計画（7.1 参照）に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項（4.2.4 参照）</p> <p>e) 妥当性の再確認</p>	<p>適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること</p> <p>b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること</p> <p>c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること</p> <p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること</p> <p>e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること</p> <p>f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>組織は、業務の計画（7.1 参照）に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</u></p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>組織は、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。</u></p>	<p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、<u>機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) <u>あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること</u></p> <p>b) <u>校正の状態が明確になるよう、識別されていること</u></p> <p>c) <u>所要の調整がなされていること</u></p> <p>d) <u>監視測定の結果が無効とする操作から保護されていること</u></p> <p>e) <u>取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること</u></p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、<u>従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、<u>あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><u>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 組織は、<u>次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。</u> <u>この情報の入手及び使用の方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定める。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p><u>考査・品質監査室は、客観的な評価を行う組織として、次の事項を「内部監査要項」に定め、実施する。</u></p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) <u>監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。</u></p> <p><u>監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定</u></p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）</u>を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、<u>要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、<u>原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「<u>外部コミュニケーション要項</u>」に定め、<u>実施する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査部門は、<u>客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) <u>監査部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>する。</p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>(2) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p>(3) <u>計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) <u>組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査管理要項」に従って、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>(3) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>(4) <u>業務の計画（7.1 参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p>	<p>管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要項」に定め、実施する。</p> <p>(7) <u>監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>監査部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) <u>組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a) <u>監視測定の実施時期</u> b) <u>監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</u></u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>組織は(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができると実証する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(5) <u>組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) <u>組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、「試験・検査管理要項」を定め、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。</u></p> <p>(2) <u>組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(2) <u>検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない<u>状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「<u>不適合管理要項</u>」に定める。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、<u>不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「<u>不適合管理要項</u>」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの<u>適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得</u></p>	<p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、<u>使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</u></p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、<u>自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</u></p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、<u>不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること</u></p> <p>(4) 組織は、<u>不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「<u>是正処置プログラム管理要項</u>」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マ</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><u>られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1 参照）</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8.2.3 及び8.2.4 参照）</u></p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向（8.2.3 及び8.2.4 参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7.4 参照）</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p><u>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</u></p> <p>(1) <u>組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p>	<p><u>ネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>機器等及びプロセスの特性並びに傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性並びに傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</u></p> <p>d) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) <u>組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p>(a) <u>不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p>(b) <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b) <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「根本原因分析実施要項」に定め、実施する。</u></p> <p>g) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>8.5.3 予防処置</p> <p><u>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</u></p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（PWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p>	<p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項のうちf)を除き、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>d) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>e) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
表3-1 品質マネジメントシステムの文書					表3-1 品質マネジメントシステムの文書					
(1) 一次文書					(1) 一次文書					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（一次文書の見直し）
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
—	—	品質保証計画	安全室	第3条	4.2.1	QM共通：4-2	品質保証規程	安全室	第3条	
4.2.1	QM共通：4-2	品質保証規程	安全室							
(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順書”である二次文書					(2) 品管規則が要求する“文書化された手順書”である二次文書					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（所管箇所の変更）
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.3	QM共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条	4.2.3	QM共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条	
4.2.4	QM共通：4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	第3,120条	4.2.4	QM共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第3,120条	
8.2.2	QM共通：8-2-1	内部監査要項	審査・品質 監査室	第3条	8.2.2	QM共通：8-2-1	内部監査要項	審査・品質 監査室	第3条	
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,107条	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第3,107条、 107条の2から5	
8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	
(3) 二次文書					(3) 二次文書					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（文書名の適正化）
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM共通：4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,107条	4.1	QM共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,107条、 107条の2から5	
	QM共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条		QM共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条	
	QM共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第3条		QM共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第3条	
5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	
5.5.3	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室		5.5.4	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		
5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		
6.2.2	QM共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,118,119条	6.2	QM共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,118,119条	
	QM東Ⅱ：6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	第3条		QM東Ⅱ：6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第3,8,9条	
	QM東Ⅱ：6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第3,8,9条	6.1	QM東Ⅱ：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第3,107条、 107条の2から6	
6.3	QM東Ⅱ：7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,107条、 107条の2		QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条	
6.4	QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条	7.1	QM東Ⅱ：7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11から78条	
7.1	QM東Ⅱ：7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11-78条		QM東Ⅱ：7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,79から86条	
	QM東Ⅱ：7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,79-86条		QM共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第3,87から91条	
	QM共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第3,87-91条		QM共通：7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,92から106条	
	QM共通：7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,92-106条		QM東Ⅱ：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第3,107条、 107条の2から6	
	QM東Ⅱ：7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,107条、 107条の2						

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.1	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 108_117条	7.1	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 108から117条	記載の適正化 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正を踏まえた文書名の変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（一部の具体的な運用を定める二次文書を三次文書とする適正化。地域住民等とのコミュニケーションを踏まえた文書名の変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（地域住民等とのコミュニケーションを踏まえた文書名の変更，保安活動指標等を用いた監視測定方法を定めた文書の追加，所管箇所の変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（一部の具体的な運用を定める二次文書を三次文書とする適正化）
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2条の3, 第3条		QM共通:7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第2条の2, 第3条	
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室			QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室		
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3, 6, 7条	7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3, 6, 7条	
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第3条	7.2.3	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室	第3条, 5, 121条	
	QM東II:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室			第3, 5, 121条				
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3, 107条	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3, 107条, 107条の2から5	
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	第3条	7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	第3条	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室			QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室		
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	第3条	7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室		7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室		
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第3, 107条	8.2.1	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室		
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第3, 107条	8.2.4	QM共通:8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	発電管理室		
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	第3条	8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 発電管理室	第3, 107条, 107条の2から5	
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3, 10条	(削除)					
					8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3, 10条	

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録			(削除)	記載の適正化(第11章に詳細が記載されているため削除。以下同じ)
No.	項目	記録の種類		
1	5.6.1(3)	マネジメントレビューの結果の記録		
2	6.2.2 e)	教育、訓練、技能及び経験について該当する記録		
3	7.1(3) d)	業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録		
4	7.2.2(3)	業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録		
5	7.3.2(1)	原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録		
6	7.3.4(2)	設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
7	7.3.5(1)	設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
8	7.3.6(3)	設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
9	7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録		
10	7.3.7(4)	設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
11	7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録		
12	7.5.2(3) d)	プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録		
13	7.5.3(3)	業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録		
14	7.5.4	組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録		
15	7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録		
16	7.6(3)	測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録		
17	7.6(3)	校正及び検証の結果の記録		
18	8.2.2(4)	内部監査の結果の記録		
19	8.2.4(1)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録		
20	8.2.4(3)	リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録		
21	8.3(5)	不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録		
22	8.5.2(3) e)	是正処置の結果の記録		
23	8.5.3(3) d)	予防処置の結果の記録		

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前） 図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後） 図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係	備考
<p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p><i>Plan</i></p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p><i>Do</i></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画 〔運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, 保守管理, 非常時の措置等〕 コンプライアンス・安全文化醸成活動</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー</p> <p>6.4 作業環境</p> <p><i>Check, Act</i></p> <p>8. 評価及び改善 (8.1 一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」</p> <p>基本プロセス 中プロセス 小プロセス</p> <p>→ : 明確な関連 - - - : 理解上重要な関連</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 <u>品質マネジメントシステムに係る</u>要求事項)</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p><i>Plan</i></p> <p>5.1 <u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u></p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任・権限及びコミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p><i>Do</i></p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 〔運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, 施設管理, 非常時の措置等〕 安全文化育成・維持活動</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p><i>Check, Act</i></p> <p>8. 評価及び改善 (8.1 <u>監視測定, 分析, 評価及び改善</u>)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス 中プロセス 小プロセス</p> <p>→ : 明確な関連 - - - : 理解上重要な関連</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質規則の制定に伴う変更及び法令改正に伴う用語の変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前） 第3章 保安管理体制及び評価	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後） 第3章 保安管理体制及び評価	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>(本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2→発電所長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>東海発電所 ※3→東海発電所長 (関連する組織)</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>(本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2→発電所長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>東海発電所 ※3→東海発電所長 (関連する組織)</p>	<p>組織改正に伴う変更（事業者検査の独立性確保に伴う変更）</p> <p>組織改正に伴う変更（事業者検査の独立性確保に伴う変更）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「<u>事故・故障時等対応要項</u>」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る発電管理及び非常時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) (1)から(6)の職務の他、本店には次の職務がある。 イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(8) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「<u>外部コミュニケーション要項</u>」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に<u>育成し、及び維持</u>するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る、<u>発電管理及び非常時の措置の総括並びに輸入廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(7) <u>廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに係る輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る<u>地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動</u>におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（一部の具体的な運用を定める二次文書を三次文書とする適正化）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更。以下同じ）</p> <p>組織改正に伴う変更（事業者検査の独立性確保に伴う変更。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更。号番号の繰り下がり。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 土建運営グループは、土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木グループは、原子炉施設のうち構築物の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 建築グループは、原子炉施設のうち建物の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(23) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 各室長（以下「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該室（以下「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(27) 各グループのマネージャー（以下「各マネージャー」という。発電直においては、マネージャーを発電長という。以下同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(28) 各マネージャーは、グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉施設保安運営委員会） 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>保守管理</u>に関する手順の制定及び改正</p> <p>(中略)</p>	<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 土建運営グループは、土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木グループは、原子炉施設のうち構築物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 建築グループは、原子炉施設のうち建物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(23) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(24) 検査グループは、事業者検査及び原子力規制検査の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 各室長（以下「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該室（以下「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(28) 各グループのマネージャー（以下「各マネージャー」という。発電直においては、マネージャーを発電長という。以下同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各マネージャーは、グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉施設保安運営委員会） 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>施設管理</u>に関する手順の制定及び改正</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更。以下同じ）</p> <p>組織改正に伴う変更（検査グループ設置に伴う品質保証室の運営管理業務追加。事業者検査の独立性確保に伴う変更） 記載の適正化（号番号の繰り下がり）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																												
<p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、以下の(1)から(4)のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>工事又は保守管理に関する業務</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、能力等級特3級以上又は役割ランク<u>3号</u>以上に格付けされた者から選任する。</p> <p>4. 原子炉主任技術者は、発電管理室に所属し、発電所に駐在して、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>5. 代行者は、能力等級特4級以上又は役割ランク<u>4号</u>以上に格付けされた者から選任する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任）</p> <p>第8条の2 社長は、電気主任技術者及び代行者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者及び代行者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物^{*1}の保安の監督を行ううえで必要な責任と権限を有する者とし、能力等級特3級以上又は役割ランク<u>3号</u>以上に格付けされた者から選任する。ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者から選任する。</p> <p>3. 代行者は、能力等級特4級以上又は役割ランク<u>4号</u>以上に格付けされた者から選任する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="116 1141 967 1444"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条 (燃料の取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第92条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	条文	内容	第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条 (燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画	第92条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、以下の(1)から(4)のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>施設管理に関する業務</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、能力等級特2級以上又は役割ランク<u>2号</u>以上に格付けされた者から選任する。</p> <p>4. 原子炉主任技術者は、発電管理室に所属し、発電所に駐在して、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>5. 代行者は、能力等級特3級以上又は役割ランク<u>3号</u>以上に格付けされた者から選任する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任）</p> <p>第8条の2 社長は、電気主任技術者及び代行者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者及び代行者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物^{*1}の保安の監督を行ううえで必要な責任と権限を有する者とし、能力等級特2級以上又は役割ランク<u>2号</u>以上に格付けされた者から選任する。ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者から選任する。</p> <p>3. 代行者は、能力等級特3級以上又は役割ランク<u>3号</u>以上に格付けされた者から選任する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1012 1141 1863 1444"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条 (燃料の取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第93条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	条文	内容	第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条 (燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画	第93条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更）</p> <p>人事制度変更に伴う主任技術者の等級区分の変更。（以下同じ。）</p> <p>変更なし</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り下がり）</p>
条文	内容																													
第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																													
第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																													
第82条 (燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画																													
第92条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																													
第118条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																													
第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																													
条文	内容																													
第37条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																													
第78条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																													
第82条 (燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画																													
第93条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																													
第118条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																													
第119条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																													

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）</p> <p>第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に掲げる職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案に当たっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導・助言をする。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>溶接事業者検査及び定期事業者検査</u>において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査に原則として立ち会う。</p> <p>(5) <u>所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査にはあらかじめ定めた区分に従って、検査に立ち会い、又は検査記録について確認を行う。</u></p> <p>(6) 運営委員会に必ず出席する。</p> <p>(7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）</p> <p>第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に掲げる職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案に当たっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導・助言をする。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>使用前事業者検査等</u>において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査に原則として立ち会う。</p> <p>(5) 運営委員会に必ず出席する。</p> <p>(6) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正に伴う変更）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p>（構成及び定義）</p> <p>第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節（運転上の制限）（第72条（運転上の制限の確認）から第75条（運転上の制限に関する記録）を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：運転上の制限</p> <p>(2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>3. 本章における用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>(9) 「<u>定検停止後の原子炉起動</u>」とは、<u>施設定期検査</u>（以下「<u>定期検査</u>」という。）のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</p> <p>(10) 「<u>定検停止時</u>」とは、<u>定期検査</u>のために原子炉が停止している期間をいう。</p> <p>（以下略）</p> <p>（原子炉の運転期間）</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、<u>実用炉規則第49条第1項第2号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期検査を受けるべき時期</u>を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：「原子炉の運転期間」とは、<u>定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間</u>をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p>（構成及び定義）</p> <p>第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節（運転上の制限）（第72条（運転上の制限の確認）から第75条（運転上の制限に関する記録）を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：運転上の制限</p> <p>(2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>3. 本章における用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>(9) 「<u>定事検停止後の原子炉起動</u>」とは、<u>定期事業者検査</u>のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</p> <p>(10) 「<u>定事検停止時</u>」とは、<u>定期事業者検査</u>のために原子炉が停止している期間をいう。</p> <p>（以下略）</p> <p>（原子炉の運転期間）</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、<u>実用炉規則第55条第4項第1号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期事業者検査を行うべき時期</u>を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：「原子炉の運転期間」とは、<u>定期事業者検査（実用炉規則第55条第3項の規定を適用して行うものを除く。以下、本章において同じ。）が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間</u>をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第9.4条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（格納容器内部及び第9.4条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	<p>(<u>運転管理業務</u>)</p> <p>第12条の2 発電長及び各マネージャーは、運転状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電長、運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>イ. 原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定め運用する。 ロ. 運転操作（系統管理を含む。）に係る事項を定め運用する。 ハ. 原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め運用する。 ニ. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 発電長は、中央制御室における監視、第13条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各マネージャーに通知する。</p> <p>(3) 発電長は関係する各マネージャーの依頼に基づき運転操作（系統管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロ. による運転操作（系統管理を含む。）を実施する。また、関係する各マネージャーは、発電長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 発電長及び各マネージャーは、第3節（第7.2条から第7.5条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：運転に必要な監視項目とは、第3節（第7.2条から第7.5条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第9.5条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第10.7条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（格納容器内部及び第9.5条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文の追加）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り下がり） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（施設管理との関連を追加）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り下がり）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（原子炉起動前の確認事項）</p> <p>第16条 発電長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長は、<u>定検停止後の原子炉起動前に</u>、第3節（運転上の制限）で定める<u>定検停止時</u>に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>（地震・火災等発生時の対応）</p> <p>第17条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 総務グループマネージャーは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{*2}</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う要員として、11名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>（停止余裕）</p> <p>第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>検査</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。</p> <p>(1) 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料取替終了後、<u>停止余裕の検査</u>を$0.38\Delta k/k^{*1}$の反応度補正をした状態で<u>実施</u>し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（制御棒のスクラム機能）</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査</u>で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（原子炉起動前の確認事項）</p> <p>第16条 発電長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長は、<u>定事検停止後の原子炉起動前に</u>、第3節（運転上の制限）で定める<u>定事検停止時</u>に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>（地震・火災等発生時の対応）</p> <p>第17条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 総務グループマネージャーは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{*2}</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う要員として、11名以上<u>（東海発電所と兼務）</u>を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>（停止余裕）</p> <p>第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>確認</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。</p> <p>(1) 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料取替終了後、$0.38\Delta k/k^{*1}$の反応度補正をした状態で<u>停止余裕を確認</u>し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（制御棒のスクラム機能）</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定事検停止時に制御棒駆動水圧系の確認</u>で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映。以下同じ）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{*1}が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(計測及び制御設備)</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{*1}が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(計測及び制御設備)</p> <p>第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映）</p> <p>変更なし</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
表27-2 1. 原子炉保護系計装				表27-2 1. 原子炉保護系計装				原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）
表27-2-1				表27-2-1				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ a. 中性子束高	最終レンジの120/125以下	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回	1. 起動領域モニタ a. 中性子束高	最終レンジの120/125以下	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回	
		発電長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正 ^{*3} （検出器を除く。）及び論理回路機能検査 ^{*4} を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正 ^{*3} （検出器を除く。）及び論理回路機能を確認 ^{*4} する。	定事検停止時	
b. 原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期10秒以上（中間領域）	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	b. 原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期10秒以上（中間領域）	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、冷温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
c. 機器動作不能	—	電気・制御グループマネージャは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 機器動作不能	—	電気・制御グループマネージャは、論理回路機能を確認する	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下（原子炉モードスイッチが「燃料取替」、 「起動」の時）	発電長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下（原子炉モードスイッチが「燃料取替」、 「起動」の時）	発電長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		発電長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			発電長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能を確認する	定事検停止時	
	120%以下（原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	120%以下（原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
		炉心・燃料グループマネージャは、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回		炉心・燃料グループマネージャは、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回		
		炉心・燃料グループマネージャは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回		炉心・燃料グループマネージャは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回		
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時		

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図 2 7 に示す設定値) 以下	炉心・燃料グループマネージャは、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1 週間に 1 回	(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図 2 7 に示す設定値) 以下	炉心・燃料グループマネージャは、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1 週間に 1 回	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映、LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ)
		炉心・燃料グループマネージャは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/t に 1 回			炉心・燃料グループマネージャは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/t に 1 回	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		電気・制御グループマネージャは、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
b. 中性子束低	2%以上 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	発電長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	b. 中性子束低	2%以上 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	発電長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	
		炉心・燃料グループマネージャは、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1 週間に 1 回			炉心・燃料グループマネージャは、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1 週間に 1 回	
		炉心・燃料グループマネージャは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/t に 1 回			炉心・燃料グループマネージャは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/t に 1 回	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
c. 機器動作不能	—	電気・制御グループマネージャは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 機器動作不能	—	電気・制御グループマネージャは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.25MPa [gage] 以下	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	3. 原子炉圧力高	7.25MPa [gage] 以下	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 原子炉水位低 (レベル 3)	1,370cm 以上 (圧力容器零レベルより)	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	4. 原子炉水位低 (レベル 3)	1,370cm 以上 (圧力容器零レベルより)	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
6. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage] 以下	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage] 以下	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）
		電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
7. スクラム水排出 容器水位高	94.5L以下 （スクラム水 排出容器1個 あたり）	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	7. スクラム水排出 容器水位高	94.5L以下 （スクラム水 排出容器1個 あたり）	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時			発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時	
8. タービン主蒸気 止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{※5}	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	8. タービン主蒸気 止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{※5}	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時			発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時	
9. タービン加減弁 急速閉 a. 油圧	油圧 ^{※5} 4.12MPa[gage] 以上	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	9. タービン加減弁 急速閉 a. 油圧	油圧 ^{※5} 4.12MPa[gage] 以上	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時			発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時	
10. 主蒸気管放射能 高	10×（通常運 転時のバック グラウンド）以下	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	10. 主蒸気管放射能 高	10×（通常運 転時のバック グラウンド）以下	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
11. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地 下2階床水平 b. 原子炉建屋2 階床水平 c. 原子炉建屋地 下2階床鉛直	原子炉建屋地 下2階床水平 250Gal以下 原子炉建屋2 階床水平 300Gal以下 原子炉建屋地 下2階床鉛直 120Gal以下	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	11. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地 下2階床水平 b. 原子炉建屋2 階床水平 c. 原子炉建屋地 下2階床鉛直	原子炉建屋地 下2階床水平 250Gal以下 原子炉建屋2 階床水平 300Gal以下 原子炉建屋地 下2階床鉛直 120Gal以下	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時			発電長は、原子炉熱出力が30%相当 ^{※5} 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時	
		電気・制御グループマネージャーは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャーは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
12. 原子炉モード スイッチ 「停止」位置	—	電気・制御グループマネージャーは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	12. 原子炉モード スイッチ 「停止」位置	—	電気・制御グループマネージャーは、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
13. スクラム回路	—	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	13. スクラム回路	—	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	
		電気・制御グループマネージャーは、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャーは、手動スクラム論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また、可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認すること。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：本条におけるチャンネル校正とは、あらかじめ定められた模擬入力を与え、その時の指示値又はセンサの出力信号が、許容範囲内であるよう調整することをいう。</p> <p>※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※5：タービン入口蒸気第1段圧力が1.24MPa[gage]（原子炉熱出力の30%相当）以上で運転している時。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 起動領域モニタ（中性子源領域）計装</p> <p>表27-2-2</p> <table border="1" data-bbox="114 568 947 852"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 起動領域モニタ (中性子源領域)</td> <td>発電長は、炉心変更^{*1}において計数率が3cps以上であることの確認を行なう。</td> <td>12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{*1}において、計数率が3cps以上であることの確認を行なう。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{*1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。</p>	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ (中性子源領域)	発電長は、炉心変更 ^{*1} において計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	12時間に1回	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	毎日1回	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	定検停止時	<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また、可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認すること。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：本条におけるチャンネル校正とは、あらかじめ定められた模擬入力を与え、その時の指示値又はセンサの出力信号が、許容範囲内であるよう調整することをいう。</p> <p>※4：本条における論理回路機能の確認とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※5：タービン入口蒸気第1段圧力が1.24MPa[gage]（原子炉熱出力の30%相当）以上で運転している時。以下、本条において同じ。</p> <p>2. 起動領域モニタ（中性子源領域）計装</p> <p>表27-2-2</p> <table border="1" data-bbox="1010 568 1843 852"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 起動領域モニタ (中性子源領域)</td> <td>発電長は、炉心変更^{*1}において計数率が3cps以上であることの確認を行なう。</td> <td>12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{*1}において、計数率が3cps以上であることの確認を行なう。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{*1}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。</p>	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ (中性子源領域)	発電長は、炉心変更 ^{*1} において計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	12時間に1回	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	毎日1回	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	定事検停止時	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LC0を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）</p>
要素	項目	頻度																								
1. 起動領域モニタ (中性子源領域)	発電長は、炉心変更 ^{*1} において計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	12時間に1回																								
	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	毎日1回																								
	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	定検停止時																								
要素	項目	頻度																								
1. 起動領域モニタ (中性子源領域)	発電長は、炉心変更 ^{*1} において計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	12時間に1回																								
	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、計数率が3cps以上であることの確認を行なう。	毎日1回																								
	発電長は、原子炉の状態が起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	定事検停止時																								

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイス計装 表 27-2-3-1				3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイス計装 表 27-2-3-1				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{*1}			3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{*1}			
※1：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。				
(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2				(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{*1}			3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.90MPa ^{*1}			
※1：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。				
(3) 高圧炉心スプレイス計装 表 27-2-3-3				(3) 高圧炉心スプレイス計装 表 27-2-3-3				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
(4) 自動減圧系計装 表 2 7 - 2 - 3 - 4				(4) 自動減圧系計装 表 2 7 - 2 - 3 - 4				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa [gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa [gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 自動減圧系始動タイム	120 秒以下	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120 秒以下	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
4. 低圧炉心スプレィ系ポンプ吐出圧力確立	0.98MPa [gage]**2	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 低圧炉心スプレィ系ポンプ吐出圧力確立	0.98MPa [gage]**2	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力確立	0.69MPa [gage]**2	(2) 電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力確立	0.69MPa [gage]**2	(2) 電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
※1：原子炉圧力が 0.84MPa [gage] 以上の場合。 ※2：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限値を満足していないとはみなさない。				※1：原子炉圧力が 0.84MPa [gage] 以上の場合。 ※2：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限値を満足していないとはみなさない。				
4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表 2 7 - 2 - 4 - 1				4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表 2 7 - 2 - 4 - 1				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 主蒸気管放射能高	1.0 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 主蒸気管放射能高	1.0 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			
5. 主蒸気管圧力低	5.89MPa [gage] 以上			5. 主蒸気管圧力低	5.89MPa [gage] 以上			
6. 復水器真空度低	真空度 24.0kPa 以上			6. 復水器真空度低	真空度 24.0kPa 以上			
※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。				※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。				

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
（２）格納容器隔離系計装				（２）格納容器隔離系計装				
表 27-2-4-2				表 27-2-4-2				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映，LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）	1, 245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）	1, 245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回	
b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定事検停止時	
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		定検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		定事検停止時	
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	5.89MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	5.89MPa[gage]以上			
f. 復水器真空度低	真空度 24.0kPa以上			f. 復水器真空度低	真空度 24.0kPa以上			
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）	1, 245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低（レベル2）	1, 245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	毎日1回	
b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	b. 主蒸気管放射能高	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定事検停止時	
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低（レベル3）	1, 370cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低（レベル3）	1, 370cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能を確認する。	毎日1回	
			定検停止時				定事検停止時	
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低（レベル3）	1, 370cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低（レベル3）	1, 370cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能を確認する。	毎日1回	
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下		定検停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下		定事検停止時	
c. 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高 ^{*2}	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	c. 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高 ^{*2}	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定事検停止時	
d. 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高 ^{*2}	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下			d. 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高 ^{*2}	1.0×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
(以下略)				(以下略)				

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 （レベル3）	1,370cm 以上 （圧力容器零レ ベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が運 転、起動及び高温停止におい て、動作不能でないことを指 示により確認する。	毎日1回	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 （レベル3）	1,370cm 以上 （圧力容器零レ ベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が運 転、起動及び高温停止におい て、動作不能でないことを指 示により確認する。	毎日1回	原子力規制における検査制 度の見直しに伴う変更（実用 炉規則改正を反映、LCO を満 足しているかの確認行為に ついて「検査」を「確認」に 変更。以下同じ）	
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正を実 施し、運転管理グループマネ ージャーは論理回路機能検 査を実施する。	定検停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正を実 施し、運転管理グループマネ ージャーは論理回路機能を 確認する。	定事検停止時		
6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 （レベル3）	1,370cm 以上 （圧力容器零レ ベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が運 転、起動及び高温停止におい て、動作不能でないことを指 示により確認する。	毎日1回	6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 （レベル3）	1,370cm 以上 （圧力容器零レ ベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が運 転、起動及び高温停止におい て、動作不能でないことを指 示により確認する。	毎日1回		
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正を実 施し、運転管理グループマネ ージャーは論理回路機能検 査を実施する。	定検停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正を実 施し、運転管理グループマネ ージャーは論理回路機能を 確認する。	定事検停止時		
※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。				※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。					
※2：高線量当量率物品の移動時を除く。				※2：高線量当量率物品の移動時を除く。					
(3) 原子炉建屋隔離系計装（原子炉建屋ガス処理系計装）				(3) 原子炉建屋隔離系計装（原子炉建屋ガス処理系計装）					
表27-2-4-3				表27-2-4-3					
1. 原子炉水位低 （レベル3）	1,370cm 以上 （圧力容器零レ ベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止に おいて、動作不能でないこ とを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 （レベル3）	1,370cm 以上 （圧力容器零レ ベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止に おいて、動作不能でないこ とを指示により確認する。	毎日1回		
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正 を実施し、運転管理グルー プマネージャーは論理回路 機能検査を実施する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正 を実施し、運転管理グルー プマネージャーは論理回路 機能を確認する。	定事検停止時		
3. 原子炉建屋換気系排 気ダクトモニタ放射 能高※1	1.0×（通常運 転時のバックグラ ンド）以下	(1) 発電長は、原子炉の状態が 運転、起動、高温停止及び 炉心変更時※2又は原子炉 建屋原子炉棟内で照射され た燃料に係る作業時に動作 不能でないことを指示によ り確認する。	毎日1回	3. 原子炉建屋換気系排 気ダクトモニタ放射 能高※1	1.0×（通常運 転時のバックグラ ンド）以下	(1) 発電長は、原子炉の状態が 運転、起動、高温停止及び 炉心変更時※2又は原子炉 建屋原子炉棟内で照射され た燃料に係る作業時に動作 不能でないことを指示によ り確認する。	毎日1回		
4. 原子炉建屋換気系燃 料取替床排気ダクト モニタ放射能高※1	1.0×（通常運 転時のバックグラ ンド）以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正 を実施し、運転管理グルー プマネージャーは論理回路 機能検査を実施する。	定検停止時	4. 原子炉建屋換気系燃 料取替床排気ダクト モニタ放射能高※1	1.0×（通常運 転時のバックグラ ンド）以下	(2) 電気・制御グループマネー ジャーは、チャンネル校正 を実施し、運転管理グルー プマネージャーは論理回路 機能を確認する。	定事検停止時		
※1：高線量当量率物品の移動時を除く。				※1：高線量当量率物品の移動時を除く。					
※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。				※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。					

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5-1				5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5-1				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm以上 (圧力容器零レベルより)	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位異常低（レベル1）	960cm以上 (圧力容器零レベルより)	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) 電気・制御グループマネージャは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) 電気・制御グループマネージャは、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	—	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm以上 (圧力容器零レベルより)	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	定事検停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) 電気・制御グループマネージャは、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定検停止時	c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) 電気・制御グループマネージャは、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5-2				(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5-2				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm以上 (圧力容器零レベルより)	発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,245cm以上 (圧力容器零レベルより)	発電長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} 及び高温停止 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。	定検停止時			電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
		運転管理グループマネージャは、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定検停止時			運転管理グループマネージャは、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
※1：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合。				※1：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合。				

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表27-2-5-3				(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表27-2-5-3				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. タービン主蒸気止め 弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{*1}	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	1. タービン主蒸気止め 弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{*1}	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
2. タービン加減弁急速 閉 a. 油圧	油圧 ^{*1} 4.12MPa[gage] 以上	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. タービン加減弁急速 閉 a. 油圧	油圧 ^{*1} 4.12MPa[gage] 以上	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
※1：タービン入口蒸気第1段圧力が、1.24MPa[gage]（原子炉熱出力の30%相当）以上で運転している時。				※1：タービン入口蒸気第1段圧力が、1.24MPa[gage]（原子炉熱出力の30%相当）以上で運転している時。				
(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27-2-5-4				(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27-2-5-4				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd(%)に対し、 0.62Wd+52%の 式により設定する。)	発電長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd(%)に対し、 0.62Wd+52%の 式により設定する。)	発電長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	起動時 定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	電気・制御グループマネージャは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 機器動作不能	—	電気・制御グループマネージャは、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
c. 中性子束低	5% ^{*1}	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 中性子束低	5% ^{*1}	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
※1：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：実際の設定値が、「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。				
(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27-2-5-5				(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27-2-5-5				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,480cm以下 (圧力容器零レベルより)	発電長は、原子炉熱出力30%相当以上で運転している時に動作不能でないことを指示により確認を行う。 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,480cm以下 (圧力容器零レベルより)	発電長は、原子炉熱出力30%相当以上で運転している時に動作不能でないことを指示により確認を行う。 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日1回 定事検停止時	

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6			(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	1. 原子炉圧力	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時		
2. 原子炉隔離時冷却系流量	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時		
3. 原子炉隔離時冷却系制御	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。	定検停止時	3. 原子炉隔離時冷却系制御	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		
	発電長は、制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止後の原子炉起動時		発電長は、制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止後の原子炉起動時		
4. 残留熱除去系流量	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	4. 残留熱除去系流量	電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時		
(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5-7			(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5-7				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低（レベル3）	1,370cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低（レベル3）	1,370cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時
3. 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(1) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※2} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
4. 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	4. 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高 ^{※1}	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	(2) 電気・制御グループマネージャは、チャンネル校正を実施し、運転管理グループマネージャは論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時
※1：高線量当量率物品の移動時を除く。 ※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。			※1：高線量当量率物品の移動時を除く。 ※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。				

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>(8) 事故時計装 表 27-2-5-8</p> <table border="1" data-bbox="114 209 969 419"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="3">発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="3">毎日 1 回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> </tr> <tr> <td>4. ドライウェル圧力</td> <td rowspan="2">電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="2">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気気線量当量率</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第 30 条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表 30-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定検停止時</u>に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。^{※1}</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定検停止時</u>に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>3. 発電長は、主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 30-3 の措置を講じる。</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替えを実施する場合は、<u>定期検査前に本検査</u>を行うことができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第 32 条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表 32-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後 4 時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定検停止時</u>に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	4. ドライウェル圧力	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正を実施する。	定検停止時	5. 格納容器内雰囲気気線量当量率	<p>(8) 事故時計装 表 27-2-5-8</p> <table border="1" data-bbox="1005 209 1861 419"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="3">発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="3">毎日 1 回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> </tr> <tr> <td>4. ドライウェル圧力</td> <td rowspan="2">電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="2">定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気気線量当量率</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第 30 条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表 30-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定事検停止時</u>に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。^{※1}</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定事検停止時</u>に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>3. 発電長は、主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 30-3 の措置を講じる。</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替えを実施する場合は、<u>定事検停止前に本確認</u>を行うことができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第 32 条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表 32-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後 4 時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定事検停止時</u>に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	4. ドライウェル圧力	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	5. 格納容器内雰囲気気線量当量率	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映、LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更。以下同じ）</p>
要素	項目	頻度																								
1. 原子炉圧力	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）																										
4. ドライウェル圧力	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正を実施する。	定検停止時																								
5. 格納容器内雰囲気気線量当量率																										
要素	項目	頻度																								
1. 原子炉圧力	発電長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）																										
4. ドライウェル圧力	電気・制御グループマネージャーは、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時																								
5. 格納容器内雰囲気気線量当量率																										

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																				
<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については起動及び高温停止では、原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、定検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(以下略)</p> <p>表39-2</p> <table border="1" data-bbox="114 675 969 1437"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が2.50MPa[gage]以上で、流量が401L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が8.01MPa[gage]以上で、流量が105L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 低圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が1.66MPa[gage]以上で流量が455L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. 残留熱除去系ポンプの吐出圧力が0.81MPa[gage]以上で流量が470L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が2.50MPa[gage]以上で、流量が401L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が8.01MPa[gage]以上で、流量が105L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が1.66MPa[gage]以上で流量が455L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの吐出圧力が0.81MPa[gage]以上で流量が470L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については起動及び高温停止では、原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定事</u>検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定事</u>検停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器スプレイ系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(以下略)</p> <p>表39-2</p> <table border="1" data-bbox="1005 675 1861 1437"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が2.50MPa[gage]以上で、流量が401L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が8.01MPa[gage]以上で、流量が105L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 低圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が1.66MPa[gage]以上で流量が455L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>7. 残留熱除去系ポンプの吐出圧力が0.81MPa[gage]以上で流量が470L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が2.50MPa[gage]以上で、流量が401L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が8.01MPa[gage]以上で、流量が105L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が1.66MPa[gage]以上で流量が455L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの吐出圧力が0.81MPa[gage]以上で流量が470L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>
項目	頻度																																					
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
2. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が2.50MPa[gage]以上で、流量が401L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
3. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が8.01MPa[gage]以上で、流量が105L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回																																					
4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
5. 低圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が1.66MPa[gage]以上で流量が455L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
7. 残留熱除去系ポンプの吐出圧力が0.81MPa[gage]以上で流量が470L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
項目	頻度																																					
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
2. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が2.50MPa[gage]以上で、流量が401L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
3. 高圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が8.01MPa[gage]以上で、流量が105L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回																																					
4. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
5. 低圧炉心スプレイポンプの吐出圧力が1.66MPa[gage]以上で流量が455L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
6. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
7. 残留熱除去系ポンプの吐出圧力が0.81MPa[gage]以上で流量が470L/s以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
8. 低圧注水系における注入弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系は、表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、定検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表4-1-1</p> <table border="1" data-bbox="107 933 936 1018"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-1-2</p> <table border="1" data-bbox="107 1085 936 1327"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの吐出圧力が運転確認時の原子炉圧力に加えて0.78MPa[gage]以上で、38L/s^{※2}の流量であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動中^{※3}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動中^{※3}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：定検停止後の原子炉起動中に行う場合は、試験系統での補正後数値とする。 ※3：主蒸気圧力設定を1.03MPa[gage]とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの吐出圧力が運転確認時の原子炉圧力に加えて0.78MPa[gage]以上で、38L/s ^{※2} の流量であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回	2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回	<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は、表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた閉閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表4-1-1</p> <table border="1" data-bbox="996 933 1825 1018"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-1-2</p> <table border="1" data-bbox="996 1085 1825 1327"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの吐出圧力が運転確認時の原子炉圧力に加えて0.78MPa[gage]以上で、38L/s^{※2}の流量であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中^{※3}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定事検停止後の原子炉起動中^{※3}に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：定事検停止後の原子炉起動中に行う場合は、試験系統での補正後数値とする。 ※3：主蒸気圧力設定を1.03MPa[gage]とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの吐出圧力が運転確認時の原子炉圧力に加えて0.78MPa[gage]以上で、38L/s ^{※2} の流量であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回	2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回	<p>原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更（起動前の試験における運転上の制限の適用について明確化）</p> <p>原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p> <p>原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更（起動前の試験における運転上の制限の適用について明確化）</p> <p>原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>
項目	運転上の制限																					
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること																					
項目	頻度																					
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの吐出圧力が運転確認時の原子炉圧力に加えて0.78MPa[gage]以上で、38L/s ^{※2} の流量であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回																					
2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回																					
項目	運転上の制限																					
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること																					
項目	頻度																					
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの吐出圧力が運転確認時の原子炉圧力に加えて0.78MPa[gage]以上で、38L/s ^{※2} の流量であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回																					
2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に1回 その後1ヶ月に1回																					

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(格納容器及び格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器及び格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウエル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、表43-4に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(4) 発電長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(格納容器及び格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器及び格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウエル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、表43-4に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(4) 発電長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映。以下同じ)</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
表4-3-5			表4-3-5			
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 条件 B., C. 又は D. 以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1 時間	A. 条件 B., C. 又は D. 以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1 時間	
B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 9 4 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に 1 回	B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 9 5 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に 1 回	
	C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 2 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 9 4 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。		1 時間 1 ヶ月に 1 回	C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 2 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 9 5 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。
D. 格納容器隔離弁 1 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 9 4 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に 1 回	D. 格納容器隔離弁 1 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 9 5 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に 1 回	
	E. 条件 A., B., C. 又は D. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。		2 4 時間 3 6 時間	E. 条件 A., B., C. 又は D. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。
<p>※ 1：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。</p> <p>（サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁）</p> <p>第 4 4 条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁 1 弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>（以下略）</p>			<p>※ 1：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。</p> <p>（サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁）</p> <p>第 4 4 条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁 1 弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>（以下略）</p>			記載の適正化（条番号の繰り下がり。以下同じ）
<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映）</p>						

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（可燃性ガス濃度制御系）</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉建屋）</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉建屋給排気隔離弁）</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉建屋ガス処理系）</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋ガス処理系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、原子炉建屋ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、原子炉建屋ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>（可燃性ガス濃度制御系）</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉建屋）</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉建屋給排気隔離弁）</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（原子炉建屋ガス処理系）</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時*¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋ガス処理系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、原子炉建屋ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、原子炉建屋ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（残留熱除去系海水系）</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、残留熱除去系海水系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 残留熱除去系海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、残留熱除去系海水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、残留熱除去系海水系の主要な手動弁^{*1}の開閉状態を確認する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（非常用ディーゼル発電機海水系）</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機海水系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、非常用ディーゼル発電機海水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電機海水系の主要な手動弁^{*1}の開閉状態を確認する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系）</p> <p>第54条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系は、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の主要な手動弁^{*1}の開閉状態を確認する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（残留熱除去系海水系）</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、残留熱除去系海水系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 残留熱除去系海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、残留熱除去系海水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、残留熱除去系海水系の主要な手動弁^{*1}の開閉状態を確認する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（非常用ディーゼル発電機海水系）</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機海水系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、非常用ディーゼル発電機海水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電機海水系の主要な手動弁^{*1}の開閉状態を確認する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系）</p> <p>第54条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系は、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャは、<u>定事検</u>停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の主要な手動弁^{*1}の開閉状態を確認する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(中央制御室非常用換気空調系)</p> <p>第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>(以下略)</p> <p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第60条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第63条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定検</u>停止時において、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(中央制御室非常用換気空調系)</p> <p>第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p><u>(3) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動すること及び中央制御室非常用換気空調系ダンパが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>(以下略)</p> <p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第60条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第63条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気・制御グループマネージャーは、<u>定事検</u>停止時において、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転上の制限を確認する試験の追加）</p> <p>変更なし</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正を反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 発電長、運転管理グループマネージャー、炉心・燃料グループマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー、及び機械グループマネージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第19条（停止余裕）から第71条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 発電長、運転管理グループマネージャー、炉心・燃料グループマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー、及び機械グループマネージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第19条（停止余裕）から第71条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p><u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転上の制限の確認を実条件性能確認するために十分な方法により行うことを規定）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第74条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。なお、運用方法については、表73の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づく点検・保守を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第73条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第6項、第7項、第8項及び第9項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電長に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づく点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p><u>※1</u>：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p><u>※2</u>：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第74条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表73の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※2}。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づく点検・保守を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第73条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第6項、第7項、第8項及び第9項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電長に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づく点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p><u>※1</u>：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。</p> <p><u>※2</u>：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p><u>※3</u>：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することを規定。以下同じ）記載の適正化（注釈番号の繰り下げ。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第79条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において、<u>新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること^{*1}</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において、<u>新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること^{*1}</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{*1}。ただし、<u>第93条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で<u>第93条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. 第1項から第6項については、<u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用しない。</u> (以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第79条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること^{*1}</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること^{*1}</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{*1}。ただし、<u>第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で<u>第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 重量検査</u></p> <p><u>(4) 未臨界検査</u></p> <p><u>(5) 吊上検査</u></p> <p><u>(6) 表面密度検査</u></p> <p><u>(7) 収納物検査</u></p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</u> (以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料の運搬前の遵守事項に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項を規定。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（燃料の検査）</p> <p>第81条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期検査時に</u>、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等から</u>、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、<u>漏えい又は漏えいの疑い有り</u>と判断した燃料については、<u>あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項又は第2項の検査の結果</u>、<u>使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料</u>については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は</u>、燃料取替機を使用する。</p> <p>（燃料の取替実施計画）</p> <p>第82条 炉心・燃料グループマネージャーは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、<u>第1項の燃料取替実施計画を定める前に</u>、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。</p> <p>(1) 停止余裕 (2) 最小限界出力比 (3) 燃料棒最大線出力密度 (4) 燃料集合体最高燃焼度</p>	<p>（燃料の検査）</p> <p>第81条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期事業者検査時に</u>、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する<u>とともに</u>、<u>燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p>2. <u>第1項については</u>、<u>第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項の検査の結果</u>、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は</u>、燃料取替機を使用する。</p> <p>（燃料の取替実施計画）</p> <p>第82条 炉心・燃料グループマネージャーは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、<u>第3項に定める確認の結果を含めて</u>、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、<u>取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し</u>、<u>原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性及び安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため</u>、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>第1項の燃料取替実施計画を定める前に</u>、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。評価には、<u>妥当性を確認した計算コードを用いることとし</u>、<u>妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>a) 反応度停止余裕 b) 最小限界出力比 c) 最大線出力密度 d) 燃料集合体最高燃焼度 e) 燃料の出力履歴 f) <u>核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</u> g) <u>減速材ボイド係数</u> h) <u>スクラム反応度曲線</u> i) <u>制御棒の最大反応度価値*1</u> j) <u>ほう酸水注入時の実効増倍率</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（定期事業者検査により、燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（取替炉心の安全性評価に係る規定の充実。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(中略)</p> <p>4. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第85条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料プール又は使用済燃料乾式貯蔵容器^{*1}に収納した状態で使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に貯蔵すること</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料プール及び使用済燃料乾式貯蔵容器において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>2. 発電長は、使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性能及び使用済燃料乾式貯蔵建屋の除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じること。</p> <p>※1：使用済燃料乾式貯蔵容器には、運転中のデータ、<u>シッピング検査</u>等により健全であることを確認した使用済燃料を貯蔵する。</p>	<p>※1：制御棒の最大反応度値は、<u>制御棒グループの設定等によって燃料配置や炉心状態によらず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替基本計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 燃料を装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第85条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 使用済燃料プール又は使用済燃料乾式貯蔵容器^{*1}に収納した状態で使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に貯蔵すること</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料プール及び使用済燃料乾式貯蔵容器において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p><u>(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u></p> <p>2. 発電長は、使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性能及び使用済燃料乾式貯蔵建屋の除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じること。</p> <p>※1：使用済燃料乾式貯蔵容器には、運転中のデータ等により健全であることを確認した使用済燃料を貯蔵する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（取替炉心の安全性評価に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、<u>使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて、容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 燃料取替機を使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、<u>使用済燃料を収納した容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第93条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で<u>第93条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 燃料取替機を使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で<u>第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査グループマネージャーは当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 気密漏えい検査</p> <p>(3) 圧力測定検査</p> <p>(4) 線量当量率検査</p> <p>(5) 未臨界検査</p> <p>(6) 温度測定検査</p> <p>(7) 吊上検査</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合はの遵守事項及び検査の独立性の担保について規定。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項及び検査の独立性の担保について規定。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考										
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第87条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、次に定めるいずれかの方法で保管する。</p> <p>イ. 発電長が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所との共用設備。以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>ロ. 発電長が減容固化設備で処理後ペレット充填容器詰めし、放射線・化学管理グループマネージャーが減容固化体貯蔵室に保管する。</p> <p>ハ. 発電長が減容固化設備で処理後ペレット充填容器詰めし、放射線・化学管理グループマネージャーが減容固化体貯蔵室に保管後、発電長がセメント混練固化装置（東海発電所との共用設備。以下同じ。）でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</p> <p>（中略）</p> <p>6. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、<u>放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>（頻度の定義）</p> <p>第87条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表87の2のとおりとする。</p> <p>表87の2</p> <table border="1" data-bbox="1003 454 1809 641"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第88条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、次に定めるいずれかの方法で保管する。</p> <p>イ. 発電長が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所との共用設備。以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>ロ. 発電長が減容固化設備で処理後ペレット充填容器詰めし、放射線・化学管理グループマネージャーが減容固化体貯蔵室に保管する。</p> <p>ハ. 発電長が減容固化設備で処理後ペレット充填容器詰めし、放射線・化学管理グループマネージャーが減容固化体貯蔵室に保管後、発電長がセメント混練固化装置（東海発電所との共用設備。以下同じ。）でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</p> <p>（中略）</p> <p>6. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神に則り、排気、排水等を管理することを規定）</p> <p>記載の適正化（第91条から第87条の2へ変更。条番号及び表番号の繰り上げ。以下同じ）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実。以下同じ）</p>
頻度	考え方											
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施											
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施											
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施											
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。											

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第6項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第9.3条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第9.3条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>9. 所長は、貯蔵庫、搬出作業エリア、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及びセメント混練固化装置における放射性固体廃棄物の取扱いについて、東海発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決めておく。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第6項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第9.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第9.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>9. 所長は、貯蔵庫、搬出作業エリア、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及びセメント混練固化装置における放射性固体廃棄物の取扱いについて、東海発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決めておく。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p><u>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第9.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実） 記載の適正化（条番号の繰り上げ。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定。以下同じ）</p>
<p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第8.7条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。 （以下略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理）</p> <p>第8.7条の3 放射線・化学管理グループマネージャーは、原子炉等規制法又は電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 （中略）</p>	<p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第8.8条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。 （以下略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理）</p> <p>第8.8条の3 放射線・化学管理グループマネージャーは、原子炉等規制法又は電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 （中略）</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																												
<p>5. 各マネージャーは、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*1}以下と評価される場合は、以下に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 管理区域内の設備・機器等は、第87条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第88条 発電長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表88-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2. 発電長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表88-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電長にその結果を通知する。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="116 1013 795 1093"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10¹⁰Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表88-2</p> <table border="1" data-bbox="116 1157 795 1236"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>3.7×10¹²Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表88-3</p> <table border="1" data-bbox="116 1300 974 1468"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>廃液サンプルタンク 床ドレンサンプルタンク 凝縮水サンプルタンク 洗濯廃液ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>排ガス洗浄廃液サンプルタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10 ¹⁰ Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	3.7×10 ¹² Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液サンプルタンク 床ドレンサンプルタンク 凝縮水サンプルタンク 洗濯廃液ドレンタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	排ガス洗浄廃液サンプルタンク	<p>5. 各マネージャーは、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*1}以下と評価される場合は、以下に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 管理区域内の設備・機器等は、第88条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>（輸入廃棄物の管理）</p> <p>第88条の4 発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 発電管理室長は、前項において第4条に定める保安に関する組織のうち、発電管理室以外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることの確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第89条 発電長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表89-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2. 発電長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表89-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電長にその結果を通知する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="1005 1013 1684 1093"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10¹⁰Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表89-2</p> <table border="1" data-bbox="1005 1157 1684 1236"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>3.7×10¹²Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表89-3</p> <table border="1" data-bbox="1005 1300 1863 1468"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>廃液サンプルタンク 床ドレンサンプルタンク 凝縮水サンプルタンク 洗濯廃液ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>排ガス洗浄廃液サンプルタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10 ¹⁰ Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	3.7×10 ¹² Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液サンプルタンク 床ドレンサンプルタンク 凝縮水サンプルタンク 洗濯廃液ドレンタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	排ガス洗浄廃液サンプルタンク	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加。以下同じ）</p> <p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10 ¹⁰ Bq/年																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	3.7×10 ¹² Bq/年																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液サンプルタンク 床ドレンサンプルタンク 凝縮水サンプルタンク 洗濯廃液ドレンタンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	排ガス洗浄廃液サンプルタンク																																										
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10 ¹⁰ Bq/年																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	3.7×10 ¹² Bq/年																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液サンプルタンク 床ドレンサンプルタンク 凝縮水サンプルタンク 洗濯廃液ドレンタンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	排ガス洗浄廃液サンプルタンク																																										

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																												
<p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第89条 発電長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表89-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス、よう素131）の放出量が、表89-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、表89-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電長にその結果を通知する。</p> <p>3. 表89-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第93条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業担当マネージャーは、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第90条 発電長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス、よう素131）の放出量が、表90-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、表90-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電長にその結果を通知する。</p> <p>3. 表90-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業担当マネージャーは、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは、表90-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>																																																												
<p>表89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131</td> <td>1.4×10¹⁵Bq/年 5.9×10¹⁰Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.4×10 ¹⁵ Bq/年 5.9×10 ¹⁰ Bq/年	<p>表90-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131</td> <td>1.4×10¹⁵Bq/年 5.9×10¹⁰Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.4×10 ¹⁵ Bq/年 5.9×10 ¹⁰ Bq/年																																																					
項目	放出管理目標値																																																													
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.4×10 ¹⁵ Bq/年 5.9×10 ¹⁰ Bq/年																																																													
項目	放出管理目標値																																																													
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	1.4×10 ¹⁵ Bq/年 5.9×10 ¹⁰ Bq/年																																																													
<p>表89-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出管理担当マネージャー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">主排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋排気筒</td> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用ガス処理系排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理系運転時)</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)</td> <td>発電長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー	放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長	廃棄物処理建屋排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長	非常用ガス処理系排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)	発電長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)	発電長	<p>表90-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出管理担当マネージャー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">主排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋排気筒</td> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用ガス処理系排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理系運転時)</td> <td>発電長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)</td> <td>発電長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー	放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長	廃棄物処理建屋排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長	非常用ガス処理系排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)	発電長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)	発電長	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー																																																									
放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電長																																																									
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長																																																									
	廃棄物処理建屋排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長																																																									
	非常用ガス処理系排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)	発電長																																																									
よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)		試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)	発電長																																																										
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー																																																									
放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電長																																																									
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長																																																									
	廃棄物処理建屋排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電長																																																									
	非常用ガス処理系排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)	発電長																																																									
よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)		試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)	発電長																																																										

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）				東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）				備考
表 8 9 - 3				表 9 0 - 3				記載の適正化（表番号の繰り下げ）
排気筒等以外の 排気出口	測定項目 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	計測器種類 試料放射能測定装置	測定頻度 作業の都度 ^{*1}	排気筒等以外の 排気出口	測定項目 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	計測器種類 試料放射能測定装置	測定頻度 作業の都度 ^{*1}	
<p>※ 1 : 作業が 1 週間を超える場合は 1 週間に 1 回測定する。</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 9 0 条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表 9 0 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表 9 0 に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放出管理用計測器の第 1 項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p>				<p>※ 1 : 作業が 1 週間を超える場合は 1 週間に 1 回測定する。</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 9 1 条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表 9 1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表 9 1 に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放出管理用計測器の第 1 項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p>				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実） 記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）
表 9 0				表 9 1				
分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	
1. (1) 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系出口モニタ	電気・制御グループ マネージャー	1 台	1. (1) 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系出口モニタ	電気・制御グループ マネージャー	1 台	
	排ガス洗浄廃液サンプルタンク出口モニタ	電気・制御グループ マネージャー	1 台		排ガス洗浄廃液サンプルタンク出口モニタ	電気・制御グループ マネージャー	1 台	
(2) 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループ マネージャー	2 台 ^{*1}	(2) 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループ マネージャー	2 台 ^{*1}	
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループ マネージャー	2 台	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループ マネージャー	2 台	
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループ マネージャー	1 台 ^{*2}		試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループ マネージャー	1 台 ^{*2}	
<p>※ 1 : 1 台は東海発電所と共用</p> <p>※ 2 : 放射性液体廃棄物放出管理用と共用、東海発電所と共用</p>				<p>※ 1 : 1 台は東海発電所と共用</p> <p>※ 2 : 放射性液体廃棄物放出管理用と共用、東海発電所と共用</p>				

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考										
<p>(頻度の定義)</p> <p>第9.1条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表9.1のとおりとする。</p> <p>表9.1</p> <table border="1" data-bbox="114 280 965 480"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。		<p>記載の適正化（第9.1条から第8.7条の2へ変更）</p>
頻度	考え方											
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施											
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施											
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施											
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。											

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>（管理区域の設定及び解除）</p> <p>第92条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線・化学管理グループマネージャーは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>（放射線管理に係る基本方針）</p> <p>第92条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>（頻度の定義）</p> <p>第92条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表92の2のとおりとする。</p> <p>表92の2</p> <table border="1" data-bbox="1003 454 1756 794"> <thead> <tr> <th>頻 度</th> <th>考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（管理区域の設定及び解除）</p> <p>第93条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表93に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線・化学管理グループマネージャーは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>（中略）</p>	頻 度	考 え 方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神に則り、従業員等の被ばくを管理することを規定）</p> <p>記載の適正化（第106条から第92条の2へ変更）</p> <p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り上げ。以下同じ）</p>
頻 度	考 え 方													
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。													
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施													
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施													
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施													
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。													

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																										
<p>表 9 2</p> <table border="1" data-bbox="114 172 488 616"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table> <p>（管理区域内における区域区分）</p> <p>第 9 3 条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>（以下略）</p> <p>（管理区域内における特別措置）</p> <p>第 9 4 条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の1.0倍</p> <p>（以下略）</p>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>表 9 3</p> <table border="1" data-bbox="1003 172 1377 616"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table> <p>（管理区域内における区域区分）</p> <p>第 9 4 条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>（以下略）</p> <p>（管理区域内における特別措置）</p> <p>第 9 5 条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の1.0倍</p> <p>（以下略）</p>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												

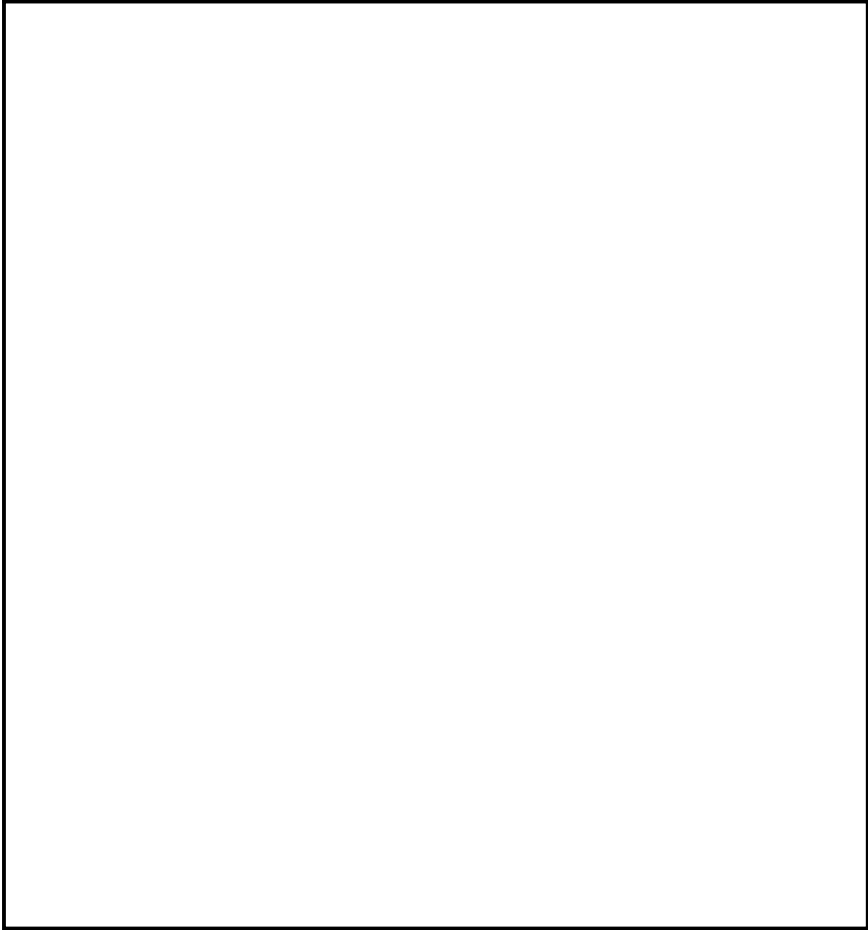

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（管理区域への出入管理）</p> <p>第95条 放射線・化学管理グループマネージャーは、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者</p> <p>（以下略）</p> <p>（管理区域出入者の遵守事項）</p> <p>第96条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) チェックポイントを経由すること。ただし、放射線・化学管理グループマネージャーの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であつて放射線・化学管理グループマネージャーの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合又は放射線・化学管理グループマネージャーの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第94条（管理区域内における特別措置）第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は第95条（管理区域への出入管理）第6項に基づく放射線・化学管理グループマネージャーの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと</p> <p>（保全区域）</p> <p>第97条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>（管理区域への出入管理）</p> <p>第96条 放射線・化学管理グループマネージャーは、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者</p> <p>（以下略）</p> <p>（管理区域出入者の遵守事項）</p> <p>第97条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) チェックポイントを経由すること。ただし、放射線・化学管理グループマネージャーの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であつて放射線・化学管理グループマネージャーの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合又は放射線・化学管理グループマネージャーの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第95条（管理区域内における特別措置）第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は第96条（管理区域への出入管理）第6項に基づく放射線・化学管理グループマネージャーの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと</p> <p>（保全区域）</p> <p>第98条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第98条 周辺監視区域は、<u>図98</u>に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p><u>図98</u></p> 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第99条 周辺監視区域は、<u>図99</u>に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p><u>図99</u></p> 	<p>記載の適正化（条番号及び図番号の繰り下げ。以下同じ）</p>

枠囲みの内容は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>（線量の評価）</p> <p>第99条</p> <p>放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表9.9に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表9.9</p> <table border="1" data-bbox="114 403 835 483"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{*1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第100条 各マネージャーは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、放射線・化学管理グループマネージャーに連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業担当マネージャーは、汚染状況等について放射線・化学管理グループマネージャーの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の作業担当マネージャーは、その措置結果について、放射線・化学管理グループマネージャーの確認を得る。</p> <p>（以下略）</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}	<p>（放射線業務従事者の線量管理等）</p> <p>第100条 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表10.0に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表10.0</p> <table border="1" data-bbox="1005 403 1727 483"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{*1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第101条 各マネージャーは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、放射線・化学管理グループマネージャーに連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業担当マネージャーは、汚染状況等について放射線・化学管理グループマネージャーの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の作業担当マネージャーは、その措置結果について、放射線・化学管理グループマネージャーの確認を得る。</p> <p>（以下略）</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること（ALARAの精神に基づく活動）を規定）記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}													

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																		
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第101条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内、周辺監視区域境界付近（周辺監視区域境界付近の測定場所は図101に定める。）及び第9.3条（管理区域内における区域区分）第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内において表101-1及び表101-2に定める測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="107 630 907 901"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内※1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率※3</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度※4</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度※4</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近※2</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※5</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：東海発電所と共通 ※3：エリアモニタにおいて測定する項目 ※4：汚染のおそれのない管理区域では、測定を省略することができる。 ※5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表101-2</p> <table border="1" data-bbox="107 1157 969 1292"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※3	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度※4	1週間に1回	表面汚染密度※4	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近※2	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※5	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>(<u>平常時の環境放射線モニタリング</u>)</p> <p>第101条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第102条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内、周辺監視区域境界付近（周辺監視区域境界付近の測定場所は図102に定める。）及び第9.4条（管理区域内における区域区分）第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内において表102-1及び表102-2に定める測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="999 630 1798 901"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内※1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率※3</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度※4</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度※4</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近※2</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※5</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：東海発電所と共通 ※3：エリアモニタにおいて測定する項目 ※4：汚染のおそれのない管理区域では、測定を省略することができる。 ※5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表102-2</p> <table border="1" data-bbox="999 1157 1861 1292"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※3	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度※4	1週間に1回	表面汚染密度※4	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近※2	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※5	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングの立案及びそれに基づく測定・評価を行うことを規定）</p> <p>記載の適正化（条番号、表番号及び図番号の繰り下げ。以下同じ）</p>
場 所	測定項目	測定頻度																																																		
1. 管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※3	毎日運転中に1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																		
	空気中の放射性物質濃度※4	1週間に1回																																																		
	表面汚染密度※4	1週間に1回																																																		
2. 周辺監視区域境界付近※2	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																		
	空気吸収線量率※5	常時																																																		
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																		
場 所	測定項目	測定頻度																																																		
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																																																		
場 所	測定項目	測定頻度																																																		
1. 管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※3	毎日運転中に1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																		
	空気中の放射性物質濃度※4	1週間に1回																																																		
	表面汚染密度※4	1週間に1回																																																		
2. 周辺監視区域境界付近※2	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																		
	空気吸収線量率※5	常時																																																		
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																		
場 所	測定項目	測定頻度																																																		
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																																																		

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>図101</p> <table border="1" data-bbox="179 1157 436 1292"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⊗</td> <td>空気吸収線量 空気吸収線量率</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>粒子状放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table>	記号	摘要	⊗	空気吸収線量 空気吸収線量率	◎	粒子状放射性物質濃度	<p>図102</p> <table border="1" data-bbox="1052 1149 1310 1284"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⊗</td> <td>空気吸収線量 空気吸収線量率</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>粒子状放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table>	記号	摘要	⊗	空気吸収線量 空気吸収線量率	◎	粒子状放射性物質濃度	<p>記載の適正化（図番号の繰り下げ）</p>
記号	摘要													
⊗	空気吸収線量 空気吸収線量率													
◎	粒子状放射性物質濃度													
記号	摘要													
⊗	空気吸収線量 空気吸収線量率													
◎	粒子状放射性物質濃度													

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																																																										
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表102に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第103条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表103に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表103に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射線計測器類の機能維持に係る規定の充実） 記載の適正化（条番号及び表番号の繰り下げ。以下同じ）</p>																																																																																										
<p>表102</p>	<p>表103</p>																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式個人線量計</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 放射線管理用計測器</td> <td>体表面モニタ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用サベイメータ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>3台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サベイメータ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>3台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>2台^{*1}^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>電子式積算線量計</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>4台^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>57台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	2. 放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台	線量当量率測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}	汚染密度測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	2台 ^{*1} ^{*2}	3. 放射線監視用計測器	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	4台 ^{*1}	4. 環境放射能用計測器	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	57台 ^{*3}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	4. 環境放射能用計測器	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式個人線量計</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 放射線管理用計測器</td> <td>体表面モニタ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用サベイメータ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>3台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サベイメータ</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>3台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>2台^{*1}^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>電子式積算線量計</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>4台^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>57台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台^{*1}</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当マネージャー	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	2. 放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台	線量当量率測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}	汚染密度測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	2台 ^{*1} ^{*2}	3. 放射線監視用計測器	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	4台 ^{*1}	4. 環境放射能用計測器	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	57台 ^{*3}	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	4. 環境放射能用計測器	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}	
分類	計測器種類	担当マネージャー	数量																																																																																									
1. 被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}																																																																																									
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
2. 放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台																																																																																									
	線量当量率測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}																																																																																									
	汚染密度測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}																																																																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	2台 ^{*1} ^{*2}																																																																																									
3. 放射線監視用計測器	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}																																																																																									
	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	4台 ^{*1}																																																																																									
4. 環境放射能用計測器	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	57台 ^{*3}																																																																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
4. 環境放射能用計測器	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
分類	計測器種類	担当マネージャー	数量																																																																																									
1. 被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}																																																																																									
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
2. 放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	2台																																																																																									
	線量当量率測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}																																																																																									
	汚染密度測定用サベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	3台 ^{*1}																																																																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	2台 ^{*1} ^{*2}																																																																																									
3. 放射線監視用計測器	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	1式 ^{*1}																																																																																									
	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	4台 ^{*1}																																																																																									
4. 環境放射能用計測器	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	57台 ^{*3}																																																																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
4. 環境放射能用計測器	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	1台 ^{*1}																																																																																									
<p>※1：東海発電所と共用</p>	<p>※1：東海発電所と共用</p>																																																																																											
<p>※2：1台は、第90条（放出管理用計測器の管理）表90の試料放射能測定装置と共用</p>	<p>※2：1台は、第91条（放出管理用計測器の管理）表91の試料放射能測定装置と共用</p>																																																																																											
<p>※3：管理区域外測定用の1台を含む。</p>	<p>※3：管理区域外測定用の1台を含む。</p>																																																																																											

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（管理区域外等への搬出及び運搬）</p> <p>第103条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第87条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第87条（放射性固体廃棄物の管理）第6項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬）</p> <p>第104条 各マネージャーは、核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第87条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>（協力企業の放射線防護）</p> <p>第105条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（管理区域外等への搬出及び運搬）</p> <p>第104条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第88条（放射性固体廃棄物の管理）第6項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬）</p> <p>第105条 各マネージャーは、核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各マネージャーは、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p>3. 各マネージャーは、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</p> <p>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、<u>みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u></p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>（協力企業の放射線防護）</p> <p>第106条 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>（以下略）</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り下げ。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p>（頻度の定義） 第106条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表106のとおりとする。</p> <p>表106</p> <table border="1" data-bbox="114 284 965 671"> <thead> <tr> <th>頻 度</th> <th>考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻 度	考 え 方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。		<p>記載の適正化（第106条から第92条の2へ変更）</p>
頻 度	考 え 方													
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。													
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施													
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施													
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施													
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。													

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>（保守管理計画）</p> <p>第107条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第107条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の保守管理目標を達成するため4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」に規定される設備 (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (5) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器</p>	<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第107条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定 組織は、1. の施設管理目標を達成するため3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備 (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (5) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理重要度の設定 組織は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（保安措置運用ガイド）の反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間*1</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績、及び第4章運転管理第3節(運転上の制限)第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、<u>施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の<u>施設管理重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間*1</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績、及び第4章運転管理第3節(運転上の制限)第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>※1：非待機（U A）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必要な機能に対してのみ設定する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（7.1 参照）</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画（7.2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（7.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、</p>	<p>※1：非待機（U A）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必要な機能に対してのみ設定する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（6.1 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（6.2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた</p>	<p>状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{*2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第107条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</u></p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>計画を策定する。<u>このうち、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替え及び改造</u>については、法令に基づく必要な手続き^{※3}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構築物をいう。<u>（以下、本条及び第120条において同じ。）</u></p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、<u>第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）</u>並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。<u>（以下、本条及び第120条において同じ。）</u></p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7.で定める保全計画に従って<u>点検・補修等</u>の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の必要なプロセス</u>を実施する。</p> <p>a) <u>工事計画</u> b) <u>設計管理</u> c) <u>調達管理</u></p>	<p><u>工事の計画</u>を策定する。<u>また、安全上重要な機器等^{※3}の工事</u>については、<u>その計画段階において、</u>法令に基づく必要な手続き^{※4}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準 c) <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構築物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）<u>及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）</u>並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c) 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6.で定め<u>た</u>保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) <u>組織は</u>、保全の実施にあたって、<u>第107条の2（設計管理）による設計管理及び第107条の3（作業管理）による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、<u>点検・補修等の結果</u>について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の<u>点検・補修等</u>について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の<u>補修等</u>について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>点検・補修等の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 安全上重要な機器等の<u>点検・補修等</u>であることを確認した結果、安全上重要な機器等の<u>補修等</u>について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. <u>点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、<u>不適合管理を行っ</u>たうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の<u>点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置</u>を講じる。</p> <p>a) <u>点検・補修等</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1)a) 及び b) の場合の不適合管理、<u>是正処置及び予防処置</u>について記録する。</p> <p>11. <u>保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>(削除)</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の<u>保全</u>について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の<u>補修等</u>について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>8. <u>保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(4) 安全上重要な機器等の<u>保全</u>であることを確認した結果、安全上重要な機器等の<u>補修等</u>について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. <u>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行っ</u>たうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a) <u>保全</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりうる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、(1) 及び (2) の活動を <u>第3条に基づき実施する。</u></p> <p>10. <u>保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>c) トラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，7.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 保守管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は，11.の保全の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から，定期的に保守管理の有効性を評価し，保守管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は，保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は，保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>e) トラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，6.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は，10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は，施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 構成管理</u></p> <p><u>組織は，施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>a) <u>設計要件（第3条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2（設計管理）で実施する設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p>b) <u>施設構成情報（第3条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものか示す図書，情報」をいう。）</u></p> <p>c) <u>物理的構成（実際の構築物，系統及び機器をいう。）</u></p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は，保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p><u>（設計管理）</u></p> <p><u>第107条の2</u> 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、<u>新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u>に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) <u>設計開発</u>に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p><u>（作業管理）</u></p> <p><u>第107条の3</u> 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第107条の4</u> 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>a) 設工認に従って行われたものであること b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p><u>(4) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</u> <u>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</u> <u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</u> <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p><u>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u> <u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b) 機能及び性能を確認するために十分な方法 c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第107条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u> <u>(2) 検査要領書^{*1}を定める。</u> <u>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u> <u>(4) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第107条の2 所長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{*1}並びに常設重大事故等対処設備^{*1*2}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに実施した次の各号について、第11条の2（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{*3}</p> <p>2. 所長は、機器及び構造物^{*1*2}について、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項各号を実施する。</p> <p>3. 東海第二発電所の長期保守管理方針は、添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把</p>	<p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6 所長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{*1}並びに常設重大事故等対処設備^{*1*2}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに実施した次の各号について、第11条の2（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{*3}</p> <p>2. 所長は、機器及び構造物^{*1*2}について、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項各号を実施する。</p> <p>3. 東海第二発電所の長期施設管理方針は、添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更。以下同じ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>握される箇所を除く。</p> <p>※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3：延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</p> <p><u>（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第107条の3</u> 所長は、溶接事業者検査及び定期事業者検査を統括する。</p> <p><u>2. 溶接事業者検査の工事担当マネージャーは、溶接事業者検査の検査実施責任者として関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに、所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。</u></p> <p><u>3. 定期事業者検査の検査担当マネージャーは、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項で指名された定期事業者検査の検査実施責任者は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら定期事業者検査を進めるとともに、所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。</u></p>	<p>握される箇所を除く。</p> <p>※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3：延長する期間が満了する日までの方針を策定する。</p> <p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育）</p> <p>第118条 総務グループマネージャーは、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>（以下略）</p> <p>（協力企業従業員への保安教育）</p> <p>第119条 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育）</p> <p>第118条 総務グループマネージャーは、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>（以下略）</p> <p>（協力企業従業員への保安教育）</p> <p>第119条 各マネージャーは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表 118-1 所員への保安教育実施方針（総括表）

大分類	保安教育の内容			実施時期	対象者及び教育時間 ^{※2}						
	中分類 (実用規程 第2条の内容)	小分類 (項目)	内 容		発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わ る者	運転員以外の技術系 所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の 遵守に関する事	原子炉等規制法並びに関係法 令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に關する法令の概要並びに関係 法令及び保安規定の遵守に関する事	入所時(原子力 発電所新規配属 時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	原子炉施設の構造、性能に 関する事	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統の機能、性能に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に 関する事		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 従事者 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に 関する事	保安規定並びに関係法令及び 保安規定の遵守	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規 則中の関係事項	管理区域内にお いて、放射性物 質もしくは使用 済燃料又はこれ らによって汚染 された物を取り 扱う業務に就か せる時	対象者及び教育時間については、表 118-2 参照						
	原子炉施設の構造、性能に 関する事		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の 構造に関する事								
	放射線管理に関する事		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の 取扱いの方法 管理区域への立入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質 の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与え る影響								
	核燃料物質及び核燃料物質によ って汚染された物の取扱いに 関する事		核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによ って汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の 作業の方法・順序								
非常の場合に講ずべき処置に 関する事		異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に 関する事	保安規定並びに関係法令及び 保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、 記録及び報告に関する事並びに関係法令及び保安規 定の遵守に関する事	1回/10年毎 以上	対象者、教育実施時期及び教育時間につ いては、表 118-3 参照						
	原子炉施設の運転に関する 事	運転管理	運転管理に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			運転上の留意事項に関する事、過期に 関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			運転上の制限に関する事 異常時の措置に関する事 原子炉物理・理論に関する事 監視点検に関する事 定期試験の操作に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	放射線管理に関する 事	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			管理区域への出入管理等、区域管理に関する事 線量限度等、被ばく管理に関する事 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			管理区域外への移動等物品移動の管理に 関する事 協力企業の放射線防護に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	核燃料物質及び核燃料物質によ って汚染された物の取扱いに 関する事	放射線業務管理 燃料管理	放射線業務管理		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			燃料管理		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に 関する事		緊急事態応急対策等、原子力防災対策に関する事 と(ア)ランダムマネジメント対応を含む。		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識
及び技能を有していることを認められた者については、該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※3：アランダムマネジメント対応については、支援組織職員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）

表 118-1 所員への保安教育実施方針（総括表）

大分類	保安教育の内容			実施時期	対象者及び教育時間 ^{※2}						
	中分類 (実用規程 第2条の内容)	小分類 (項目)	内 容		発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わ る者	運転員以外の技術系 所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育 ^{※1}	関係法令及び保安規定の 遵守に関する事	原子炉等規制法並びに関係法 令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に關する法令の概要並びに関係 法令及び保安規定の遵守に関する事	入所時(原子力 発電所新規配属 時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	原子炉施設の構造、性能に 関する事	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統の機能、性能に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に 関する事		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 従事者 ^{※1}	関係法令及び保安規定の遵守に 関する事	保安規定並びに関係法令及び 保安規定の遵守	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規 則中の関係事項	管理区域内にお いて、放射性物 質もしくは使用 済燃料又はこれ らによって汚染 された物を取り 扱う業務に就か せる時	対象者及び教育時間については、表 118-2 参照						
	原子炉施設の構造、性能に 関する事		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の 構造に関する事								
	放射線管理に関する事		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の 取扱いの方法 管理区域への立入り及び退去の手順 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質 の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与え る影響								
	核燃料物質及び核燃料物質によ って汚染された物の取扱いに 関する事		核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによ って汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の 作業の方法・順序								
非常の場合に講ずべき処置に 関する事		異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
その他 反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に 関する事	保安規定並びに関係法令及び 保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、 記録及び報告に関する事並びに関係法令及び保安規 定の遵守に関する事	1回/10年毎 以上	対象者、教育実施時期及び教育時間につ いては、表 118-3 参照						
	原子炉施設の運転に関する 事	運転管理	運転管理に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			運転上の留意事項に関する事、過期に 関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			運転上の制限に関する事 異常時の措置に関する事 原子炉物理・理論に関する事 監視点検に関する事 定期試験の操作に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	放射線管理に関する 事	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			管理区域への出入管理等、区域管理に関する事 線量限度等、被ばく管理に関する事 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
			管理区域外への移動等物品移動の管理に 関する事 協力企業の放射線防護に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	核燃料物質及び核燃料物質によ って汚染された物の取扱いに 関する事	放射線業務管理 燃料管理	放射線業務管理		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			燃料管理		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に 関する事		緊急事態応急対策等、原子力防災対策に関する事 と(ア)ランダムマネジメント対応を含む。		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識
及び技能を有していることを認められた者については、該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※3：アランダムマネジメント対応については、支援組織職員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 1 1 8 - 2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）		対象者及び教育時間 ^{※2}							電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内 容	発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者	燃料取替の業務 に関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序								
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業								
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去								
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ()：合計の教育時間

表 1 1 8 - 2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）		対象者及び教育時間 ^{※2}							電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内 容	発電長 副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者	燃料取替の業務 に関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守の作業の方法及び順序								
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守の作業								
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去								
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
 ○：業務に関連する者が教育の対象
 ()：合計の教育時間

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）

備考

注) 赤字及び赤字下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

保安教育の内容		内 容	対象者 ^{※1}					実施時期及び教育時間
中分類	小分類(項目)		副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	
		保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の運転管理に関する事	運転管理	運転管理 I	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	×
			運転上の留意事項の概要				◎	×
			運転上の制限の概要				◎	×
			異常時の措置の概要				◎	×
		原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	原子炉物理等, 原子炉理論の基礎(臨界管理)	◎	◎	◎	×	×
		巡視点検・定期試験 I	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	×
			定期試験の内容と頻度				◎	×
		異常時対応(現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要				◎	×
			各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	×
			警報発生時の対応操作(現場操作)				◎	×
			異常時操作の対応(現場操作)				◎	×
		運転管理 II	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	×
	運転上の留意事項の基準値と管理方法					×	×	
	運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置					×	×	
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準					×	×	
	巡視点検・定期試験 II	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	
		定期試験の操作と基準値				×	×	
	異常時対応(中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	
各設備の運転操作と監視項目		◎	◎	×	×	×		
警報発生時の対応操作(中央制御室)					×	×		
異常時操作の対応(中央制御室)					×	×		
運転管理 III	運転上の留意事項の根拠と制限を超えた場合の措置	◎	×	×	×	×		
	制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用				×	×		
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠				×	×		
	異常時操作の対応(判断・指揮命令)	◎	×	×	×	×		
運転訓練	シミュレータ訓練 I	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	
	シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	
	シミュレータ訓練 III	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	
保守管理	保守管理計画に関する事 I	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	
	保守管理計画に関する事 II	定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎	

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×: 教育の対象外

保安教育の内容		内 容	対象者 ^{※1}					実施時期及び教育時間
中分類	小分類(項目)		副発電長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	
		保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の運転管理に関する事	運転管理	運転管理 I	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	×
			運転上の留意事項の概要				◎	×
			運転上の制限の概要				◎	×
			異常時の措置の概要				◎	×
		原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	原子炉物理等, 原子炉理論の基礎(臨界管理)	◎	◎	◎	×	×
		巡視点検・定期試験 I	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	×
			定期試験の内容と頻度				◎	×
		異常時対応(現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要				◎	×
			各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	×
			警報発生時の対応操作(現場操作)				◎	×
			異常時操作の対応(現場操作)				◎	×
		運転管理 II	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	×
	運転上の留意事項の基準値と管理方法					×	×	
	運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置					×	×	
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準					×	×	
	巡視点検・定期試験 II	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	
		定期試験の操作と基準値				×	×	
	異常時対応(中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	
各設備の運転操作と監視項目		◎	◎	×	×	×		
警報発生時の対応操作(中央制御室)					×	×		
異常時操作の対応(中央制御室)					×	×		
運転管理 III	運転上の留意事項の根拠と制限を超えた場合の措置	◎	×	×	×	×		
	制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用				×	×		
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠				×	×		
	異常時操作の対応(判断・指揮命令)	◎	×	×	×	×		
運転訓練	シミュレータ訓練 I	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	
	シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	
	シミュレータ訓練 III	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	
施設管理	施設管理計画に関する事 I	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	
	施設管理計画に関する事 II	定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎	

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。
 (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×: 教育の対象外

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映、法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更)

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 1 1 9 保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 ^{※2}	
	中分類 (実用炉規則 第9条の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ^{※1}	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	保安教育の内容		実施時期	対象者及び教育時間 ^{※2}		電離放射線障害防止規則の分類
	内 容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序					
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法					
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法					
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1} ・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法					
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響					
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項					
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業					
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視					
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去					
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い					
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置					

※1：各マネージャーが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表 1 1 9 保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 ^{※2}	
	中分類 (実用炉規則 第9条の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ^{※1}	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	保安教育の内容		実施時期	対象者及び教育時間 ^{※2}		電離放射線障害防止規則の分類
	内 容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序					
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法					
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法					
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1} ・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法					
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響					
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項					
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業					
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視					
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去					
・原子炉施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い					
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置					

※1：各マネージャーが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）

備考

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																																																																
<p>第11章 記録及び報告</p>	<p>第11章 記録及び報告</p>																																																																																																	
<p>(記録)</p>	<p>(記録)</p>																																																																																																	
<p>第120条 各室長及び各マネージャーは、表120-1、表120-3、表120-4及び表120-5に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表120-1のうち、1.及び2.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p>第120条 各室長及び各マネージャーは、表120-1、表120-3、表120-4及び表120-5に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表120-1のうち、1.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）</p>																																																																																																
<p>表120-1</p>	<p>表120-1</p>																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前<u>検査</u>の結果</td> <td><u>検査</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>検査</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期<u>検査</u>の結果</td> <td><u>検査</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>検査</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者<u>の氏名</u></td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者<u>の氏名</u>^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者<u>の氏名</u> (2) 点検・補修等の結果及びその担当者<u>の氏名</u> (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者<u>の氏名</u> (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者<u>の氏名</u> (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者<u>の氏名</u> (1) 保全の有効性評価及びその担当者<u>の氏名</u> (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者<u>の氏名</u></td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 熱出力</td> <td>原子炉に1体以上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心の中性子束密度</td> <td>燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心の温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 冷却材出口温度</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 冷却材圧力</td> <td>1時間毎</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 冷却材流量</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>13. 制御棒位置</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>14. 再結合装置内の温度</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間	2. 定期 <u>検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者 <u>の氏名</u>	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者 <u>の氏名</u> ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 点検・補修等の結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者 <u>の氏名</u> (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者 <u>の氏名</u> (1) 保全の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	6. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	7. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されている場合連続して	10年間	8. 炉心の温度		10年間	9. 冷却材入口温度		10年間	10. 冷却材出口温度	原子炉の状態が運転及び起動において	10年間	11. 冷却材圧力	1時間毎	10年間	12. 冷却材流量		1年間	13. 制御棒位置		1年間	14. 再結合装置内の温度	原子炉の状態が運転及び起動において	1年間	15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前<u>確認</u>の結果</td> <td><u>確認</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>確認</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況及びその担当者<u>の氏名</u>^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者<u>の氏名</u> (2) 保全等の結果及びその担当者<u>の氏名</u> (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者<u>の氏名</u> (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者<u>の氏名</u> (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者<u>の氏名</u> (1) 保全の有効性評価及びその担当者<u>の氏名</u> (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者<u>の氏名</u></td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td>原子炉に1体以上</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 冷却材出口温度</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 冷却材圧力</td> <td>1時間毎</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 冷却材流量</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 制御棒位置</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>12. 再結合装置内の温度</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> <td>毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	(削除)			(削除)			2. 施設管理の実施状況及びその担当者 <u>の氏名</u> ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 保全等の結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者 <u>の氏名</u> (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者 <u>の氏名</u> (1) 保全の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	4. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間	5. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されている場合連続して	10年間	6. 炉心の温度		10年間	7. 冷却材入口温度		10年間	8. 冷却材出口温度	原子炉の状態が運転及び起動において	10年間	9. 冷却材圧力	1時間毎	10年間	10. 冷却材流量		10年間	11. 制御棒位置		1年間	12. 再結合装置内の温度	原子炉の状態が運転及び起動において	1年間	13. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																																
1. 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間																																																																																																
2. 定期 <u>検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間																																																																																																
3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者 <u>の氏名</u>	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																
4. 保守管理の実施状況及びその担当者 <u>の氏名</u> ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 点検・補修等の結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者 <u>の氏名</u> (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者 <u>の氏名</u> (1) 保全の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																																																																
6. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間																																																																																																
7. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されている場合連続して	10年間																																																																																																
8. 炉心の温度		10年間																																																																																																
9. 冷却材入口温度		10年間																																																																																																
10. 冷却材出口温度	原子炉の状態が運転及び起動において	10年間																																																																																																
11. 冷却材圧力	1時間毎	10年間																																																																																																
12. 冷却材流量		1年間																																																																																																
13. 制御棒位置		1年間																																																																																																
14. 再結合装置内の温度	原子炉の状態が運転及び起動において	1年間																																																																																																
15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間																																																																																																
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																																																																
1. 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間																																																																																																
(削除)																																																																																																		
(削除)																																																																																																		
2. 施設管理の実施状況及びその担当者 <u>の氏名</u> ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 保全等の結果及びその担当者 <u>の氏名</u> (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者 <u>の氏名</u> (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																																
3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者 <u>の氏名</u> (1) 保全の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u> (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者 <u>の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																																
4. 熱出力	原子炉に1体以上	10年間																																																																																																
5. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されている場合連続して	10年間																																																																																																
6. 炉心の温度		10年間																																																																																																
7. 冷却材入口温度		10年間																																																																																																
8. 冷却材出口温度	原子炉の状態が運転及び起動において	10年間																																																																																																
9. 冷却材圧力	1時間毎	10年間																																																																																																
10. 冷却材流量		10年間																																																																																																
11. 制御棒位置		1年間																																																																																																
12. 再結合装置内の温度	原子炉の状態が運転及び起動において	1年間																																																																																																
13. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間																																																																																																

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	
16. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間	14. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後 10 年間	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間	15. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間	
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	16. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間	
19. 運転開始日時	その都度	1 年間	17. 運転開始日時	その都度	1 年間	
20. 臨界到達日時	その都度	1 年間	18. 臨界到達日時	その都度	1 年間	
21. 運転切替日時	その都度	1 年間	19. 運転切替日時	その都度	1 年間	
22. 緊急しゃ断日時	その都度	1 年間	20. 緊急しゃ断日時	その都度	1 年間	
23. 運転停止日時	その都度	1 年間	21. 運転停止日時	その都度	1 年間	
24. 警報装置から発せられた警報 ^{*3} の内容	その都度	1 年間	22. 警報装置から発せられた警報 ^{*3} の内容	その都度	1 年間	
25. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	23. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	
			24. 運転上の制限の点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1 年間（運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について 5 年間）	
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間	
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間	
28. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 10 年間	27. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後 10 年間	
29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間	
30. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	10 年間	29. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	10 年間	
31. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	30. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	10 年間	
32. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{*4} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 5	31. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 ^{*4} の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月毎に 1 回	※ 5	
33. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 5	32. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 5	
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 5	33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 5	
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 5	34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 5	

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 6	36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 6	
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 6	37. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 6	
39. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1 年間	38. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1 年間	
40. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 6	39. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 6	
41. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 6	40. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 6	
42. 事故の原因	その都度	※ 6	41. 事故の原因	その都度	※ 6	
43. 事故後の処置	その都度	※ 6	42. 事故後の処置	その都度	※ 6	
44. 風向及び風速※ ⁷	連続して	1 0 年間	43. 風向及び風速※ ⁷	連続して	1 0 年間	
45. 降雨量※ ⁸	連続して	1 0 年間	44. 降雨量※ ⁸	連続して	1 0 年間	
46. 大気温度※ ⁸	連続して	1 0 年間	45. 大気温度※ ⁸	連続して	1 0 年間	
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	
48. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	47. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	
49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ 6	48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※ 6	
50. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※ 2：実用炉規則第 3 7 条、第 5 7 条に基づく記録については、表 1 2 0 - 4、表 1 2 0 - 5 に示す。

※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する範囲の警報をいう。

※ 4：妊娠不能と診断された者を除く。

※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※ 6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

※ 7：東海発電所と一部共通

※ 8：東海発電所と共通

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※ 2：実用炉規則第 1 4 条の 3、第 5 7 条に基づく記録については、表 1 2 0 - 4、表 1 2 0 - 5 に示す。

※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第 4 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する範囲の警報をいう。

※ 4：妊娠不能と診断された者を除く。

※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※ 6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

※ 7：東海発電所と一部共通

※ 8：東海発電所と共通

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
表120-2*9	記録すべき場合	保存期間	表120-2*9	記録すべき場合	保存期間	
<p>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>第3条（品質保証計画）4. 2 文書化に関する要求事項4. 2. 1一般 に定める次の文書及び記録</p> <p>1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>2. 品質マネジメントシステムの一次文書</p> <p>(1) 第3条に定める品質保証計画</p> <p>(2) 品質保証規程</p> <p>3. 品質マネジメントシステムの二次文書</p> <p>(1) 原子力施設の重要度分類基準要項</p> <p>(2) 品質管理要項</p> <p>(3) 文書取扱要項</p> <p>(4) 品質記録管理要項</p> <p>(5) 品質目標及び品質保証計画管理要項</p> <p>(6) 品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項</p> <p>(7) マネジメントレビュー要項</p> <p>(8) 力量設定管理要項</p> <p>(9) 運転責任者の合否判定等業務等に関する要項</p> <p>(10) 原子炉主任技術者の選任及び職務要項</p> <p>(11) 作業環境測定管理要項</p> <p>(12) 運転管理業務要項</p> <p>(13) 燃料管理業務要項</p> <p>(14) 放射性廃棄物管理業務要項</p> <p>(15) 放射線管理業務要項</p> <p>(16) 保守管理業務要項</p> <p>(17) 原子力災害対策業務要項</p> <p>(18) コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</p> <p>(19) 官庁申請手続取扱要項</p> <p>(20) 対外約束事項管理要項</p> <p>(21) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項</p> <p>(22) 官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項</p> <p>(23) 事故・故障時等対応要項</p> <p>(24) 設計管理要項</p> <p>(25) 調達管理要項</p> <p>(26) 重要設備取引先登録要項</p> <p>(27) 組織外所有物管理要項</p> <p>(28) 予備品・貯蔵品取扱要項</p> <p>(29) 内部監査要項</p> <p>(30) 業務プロセスレビュー要項</p> <p>(31) 試験・検査管理要項</p> <p>(32) 不適合管理要項</p> <p>(33) 原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項</p> <p>(34) データ分析要項</p> <p>(35) 根本原因分析実施要項</p> <p>4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書</p>	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	<p>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>第3条（品質マネジメントシステム計画）4. 2 品質マネジメントシステムの文書化4. 2. 1一般 に定める次の文書</p> <p>1. 品質方針及び品質目標</p> <p>2. 品質マネジメントシステムの一次文書</p> <p>(1) 品質保証規程</p> <p>3. 品質マネジメントシステムの二次文書</p> <p>(1) 原子力発電施設の重要度分類基準要項</p> <p>(2) 品質管理要項</p> <p>(3) 文書取扱要項</p> <p>(4) 品質記録管理要項</p> <p>(5) 品質目標及び品質保証計画管理要項</p> <p>(6) 品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項</p> <p>(7) マネジメントレビュー要項</p> <p>(8) 力量設定管理要項</p> <p>(9) 原子炉主任技術者の選任及び職務要項</p> <p>(10) 作業環境測定管理要項</p> <p>(11) 運転管理業務要項</p> <p>(12) 燃料管理業務要項</p> <p>(13) 放射性廃棄物管理業務要項</p> <p>(14) 放射線管理業務要項</p> <p>(15) 施設管理業務要項</p> <p>(16) 原子力災害対策業務要項</p> <p>(17) 安全文化育成・維持活動要項</p> <p>(18) リスクマネジメント運用要項</p> <p>(19) 官庁申請手続取扱要項</p> <p>(20) 対外約束事項管理要項</p> <p>(21) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項</p> <p>(22) 外部コミュニケーション要項</p> <p>(23) 設計管理要項</p> <p>(24) 調達管理要項</p> <p>(25) 重要設備取引先登録要項</p> <p>(26) 組織外所有物管理要項</p> <p>(27) 予備品・貯蔵品取扱要項</p> <p>(28) 内部監査要項</p> <p>(29) 業務プロセスレビュー要項</p> <p>(30) パフォーマンスレビュー要項</p> <p>(31) 試験・検査管理要項</p> <p>(32) 是正処置プログラム管理要項</p> <p>(33) データ分析要項</p> <p>(34) 根本原因分析実施要項</p> <p>4. 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等</p>	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更及び項目の番号繰り下げ。一部の具体的な運用事項を定める二次文書を三次文書とする適正化。以下同じ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
(1) 三次文書 (2) 一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3) 外部文書 5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5) 原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13) 業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15) 校正又は検証に用いた基準の記録 (16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17) 校正及び検証の結果の記録 (18) 内部監査の結果の記録 (19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22) 是正処置の結果の記録 (23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年	(削除) (削除) (削除) 5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 個別業務等要求事項の審査を実施した記録、及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報の記録 (6) 設計開発のレビューの結果の記録、及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更の記録 (10) 設計開発の変更のレビューの結果の記録、及び審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 調達物品等の供給者等の評価の記録、及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の記録 (13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15) 校正又は検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合の従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録 (18) 内部監査の結果の記録 (19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録 (22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録 (23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録	作成の都度	5 年	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更。以下同じ）
※9：表 1 2 0 - 1、表 1 2 0 - 3、表 1 2 0 - 4 及び表 1 2 0 - 5 に掲げるものを除く。 (中略)			※9：表 1 2 0 - 1、表 1 2 0 - 3、表 1 2 0 - 4 及び表 1 2 0 - 5 に掲げるものを除く。 (中略)			

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）		東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）		備考
表120-4		表120-4		
記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	保存期間	記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	保存期間	
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間			
表120-5		表120-5		
記録（実用炉規則第57条に基づく記録）	保存期間	記録（実用炉規則第57条に基づく記録）	保存期間	
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(報告)</p> <p>第121条 発電室長及び各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第73条（運転上の制限を満足しない場合））</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（<u>第88条</u>（放射性液体廃棄物の管理）又は第89条（放射性気体廃棄物の管理））</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（<u>第101条</u>（外部放射線に係る線量当量率等の測定））</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合</p> <p>(5) 第76条（異常時の基本的な対応）第1項又は第2項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項(1)に定める事項に該当する場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>4. 本条に規定される報告については、「<u>事故・故障時等対応要項</u>」の定めるところにより行う。</p>	<p>(報告)</p> <p>第121条 発電室長及び各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第73条（運転上の制限を満足しない場合））</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（<u>第89条</u>（放射性液体廃棄物の管理）又は第90条（放射性気体廃棄物の管理））</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（<u>第102条</u>（外部放射線に係る線量当量率等の測定））</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事態が生じた場合</p> <p>(5) 第76条（異常時の基本的な対応）第1項又は第2項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項(1)に定める事項に該当する場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>4. 本条に規定される報告については、「<u>外部コミュニケーション要項</u>」の定めるところにより行う。</p>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ。以下同じ）</p> <p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（一部の具体的な運用事項を定める二次文書を三次文書とする適正化）</p>







注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>附 則（ . . . ）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p> <p>2. <u>第 4 条（保安に関する組織）及び第 5 条（保安に関する職務）については、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から適用する。</u></p>	

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図 (第9.2条及び第9.3条関連)</p> <p style="text-align: center;">[管理区域表示凡例]</p> <ul style="list-style-type: none">  管理区域^{*1}  汚染のおそれのない管理区域  管理区域設定・解除予定エリア <p>※1：第9.3条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>添付2については核物質防護上の観点から公開しないこととしています。</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図 (第9.3条及び第9.4条関連)</p> <p style="text-align: center;">[管理区域表示凡例]</p> <ul style="list-style-type: none">  管理区域^{*1}  汚染のおそれのない管理区域  管理区域設定・解除予定エリア <p>※1：第9.4条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>添付2については核物質防護上の観点から公開しないこととしています。</p> </div>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p>

注) 赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">添付3 保全区域図 (第97条関連)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>添付3については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付3 保全区域図 (第98条関連)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>添付3については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。</p> </div>	<p>記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>添付4 長期保守管理方針 (第107条の<u>2</u>関連)</p>	<p>添付4 長期施設管理方針 (第107条の<u>6</u>関連)</p>	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更） 記載の適正化（条番号の繰り下げ）</p>

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）			東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
(1) 東海第二発電所 長期保守管理方針 ^{※1} （始期：平成30年11月28日，適用期間：20年間）			(1) 東海第二発電所 長期施設管理方針 ^{※1} （始期：平成30年11月28日，適用期間：20年間）			
No.	保守管理の項目	実施時期 ^{※2}	No.	施設管理の項目	実施時期 ^{※2}	
1	原子炉圧力容器胴の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・中性子照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。	中長期	1	原子炉圧力容器胴の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・中性子照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。	中長期	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更）
2	低圧ケーブル及び同軸ケーブルの絶縁特性低下については、電気学会推奨案 [*] 及びACAガイド ^{**} に従った長期健全性評価結果から得られた評価期間に至る前に取替を実施する。 [*] ：「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐燃焼性試験方法に関する推奨案（電気学会技術報告 第II-139号 1982年11月）」 ^{**} ：原子力安全基盤機構「原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド JNES-RE-2013-2049」	長期	2	低圧ケーブル及び同軸ケーブルの絶縁特性低下については、電気学会推奨案 [*] 及びACAガイド ^{**} に従った長期健全性評価結果から得られた評価期間に至る前に取替を実施する。 [*] ：「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐燃焼性試験方法に関する推奨案（電気学会技術報告 第II-139号 1982年11月）」 ^{**} ：原子力安全基盤機構「原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド JNES-RE-2013-2049」	長期	
3	同軸コネクタ接続の絶縁特性低下については、IEEE 323 ^{***} に従った長期健全性評価結果から得られた評価期間に至る前に取替を実施する。 ^{***} ：IEEE Std. 323-1974「IEEE Standard for Qualifying Class 1EEquipment for Nuclear Power Generating Stations」	長期	3	同軸コネクタ接続の絶縁特性低下については、IEEE 323 ^{***} に従った長期健全性評価結果から得られた評価期間に至る前に取替を実施する。 ^{***} ：IEEE Std. 323-1974「IEEE Standard for Qualifying Class 1EEquipment for Nuclear Power Generating Stations」	長期	
4	疲労評価における実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期	4	疲労評価における実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	長期	
5	炭素鋼配管 ^{****} の腐食（流れ加速型腐食）について、現時点での実機測定データを用いた運転開始後60年時点の評価により耐震安全性に問題ないことを確認したことから、今後も減肉傾向の把握及びデータの蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 ^{****} ：原子炉系（蒸気部）配管 給水系配管 復水系配管 給水加熱器ドレン系配管 原子炉冷却材浄化系配管	中長期	5	炭素鋼配管 ^{****} の腐食（流れ加速型腐食）について、現時点での実機測定データを用いた運転開始後60年時点の評価により耐震安全性に問題ないことを確認したことから、今後も減肉傾向の把握及びデータの蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 ^{****} ：原子炉系（蒸気部）配管 給水系配管 復水系配管 給水加熱器ドレン系配管 原子炉冷却材浄化系配管	中長期	
※1：No. 4については、平成23年3月から平成32年8月まで冷温停止状態が維持されることを前提としている。 ※2：実施時期については、平成30年11月28日からの5年間を「短期」、平成30年11月28日からの10年間を「中長期」、平成30年11月28日からの20年間を「長期」とする。			※1：No. 4については、平成23年3月から平成32年8月まで冷温停止状態が維持されることを前提としている。 ※2：実施時期については、平成30年11月28日からの5年間を「短期」、平成30年11月28日からの10年間を「中長期」、平成30年11月28日からの20年間を「長期」とする。			

注）赤字及び赤下線は補正箇所を示す。下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤字及び下線は変更事項に含まない。